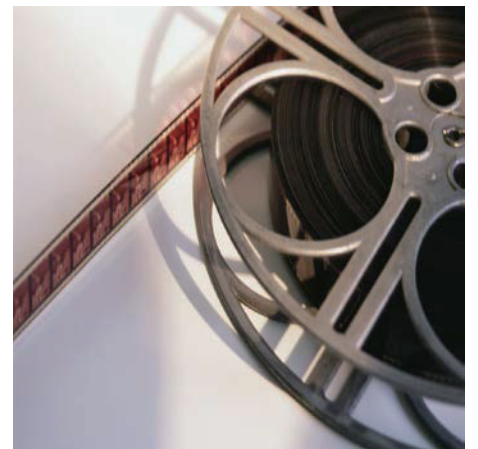




第二次上田市文化芸術 振興に関する基本構想



文化を育み、交流と連携で風格漂う
魅力あるまち
上 田

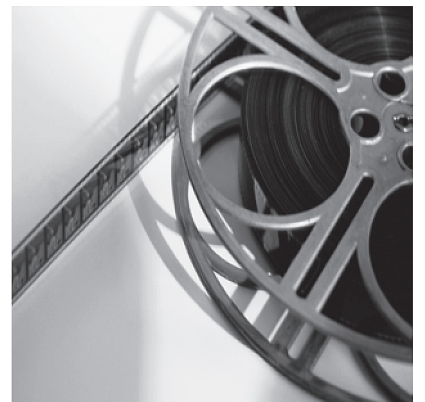




第二次上田市文化芸術 振興に関する基本構想



文化を育み、交流と連携で風格漂う
魅力あるまち
上 田



目 次

第1章 上田市文化芸術振興に関する基本構想策定にあたって	2
1 上田市文化芸術振興に関する基本構想策定の意義	2
2 文化芸術振興をめぐる背景	2
3 基本構想の位置づけ	5
4 基本構想の期間	6
5 基本構想が対象とする文化芸術の範囲	6
6 文化芸術振興の主体	6
7 第二次上田市総合計画（抜粋）	8
第2章 上田市の文化芸術活動の現状と課題	10
1 文化遺産の継承と活用	10
（1）基本施策1 地域の歴史的・文化的な遺産を継承します	10
（2）基本施策2 地域の歴史的・文化的遺産の活用を進めます	13
2 育成を基本理念とした文化芸術活動への支援と文化創造	14
（1）基本施策1 新たな「文化芸術振興に関する基本構想」を策定します	14
（2）基本施策2 文化芸術活動などを支える団体や人材を育成します	14
（3）基本施策3 サントミュージゼを核とした文化の薫る創造都市の 実現を目指します	17
第3章 文化芸術の継承と創造のための基本的施策	20
1 文化遺産の継承と活用	20
（1）基本施策1 地域の歴史的・文化的な遺産を継承します	20
（2）基本施策2 地域の歴史的・文化的遺産の活用を進めます	22
2 育成を基本理念とした文化芸術活動への支援と文化創造	23
（1）基本施策1 文化芸術活動などを支える団体や人材を育成します	23
（2）基本施策2 サントミュージゼを核とした文化の薫る創造都市の 実現を目指します	25
資料編	28
資料1 施策における満足度と重要度の関係	29
（第二次上田市総合計画策定に伴う住民アンケートから）	
資料2 指定文化財一覧	30
資料3 市内文化施設、社会教育施設一覧	34
資料4 基本構想策定の経過等	40
資料5 第二次上田市文化芸術振興に関する基本構想策定委員会 委員名簿	42

第1章

上田市文化芸術振興に関する基本構想 策定にあたって

1 上田市文化芸術振興に関する基本構想策定の意義

文化芸術は、人間が人間らしく生きるための糧となるものであり、生きる喜びを見出せるものです。人間の創造性や表現力を伸ばすとともに、共感や尊重の心を育むものでもあります。またそれぞれの自然・風土のなかで育まれてきた文化や伝統には、地域の特徴や暮らしを楽しみ、交流の輪を広げるための先人の知恵が詰まっています。このような知恵とドラマを発掘し発展させることこそが、地域再生に欠かすことのできない新たな物語づくりであり、文化芸術によってこそなし得るものです。

今日ではそうした文化芸術が、新たな需要や高い付加価値を生み出し、技術の発展を促すなど、その影響力は経済や産業の分野にまで及び、まちの活力の源泉となっていることも改めて見直されています。また、文化芸術を振興することは、すなわち、過去から未来に脈打つ文化を大事にし、新たな価値を生み出しながら、まちに関わる人の環（わ）を広げることと考えられます。このような活動を通じて、市民は上田市に住む誇りと満足感を持ち、訪れる人は豊かで快適な時間が過ごせる「ひと笑顔あふれ、輝く未来につながる健（康）幸（福）都市」を実現していくことが、文化芸術振興の目指すところと言えます。

本基本構想は、市民が文化的で豊かな社会生活をおくり、上田市民としての誇りを持てるよう、本市の実情にあわせ、文化施策を総合的・計画的に推進するために策定するものです。

2 文化芸術振興をめぐる背景

「第二次上田市文化芸術振興に関する基本構想」（以下、「基本構想」という。）は、下記のような背景のなかで、上田市の文化芸術振興施策を総合かつ計画的に推進するための指針として策定しました。

（1）「第二次上田市総合計画」の策定

上田市では、平成18年3月に新市としてスタートしてから、平成27年度を目標年次とする「第一次上田市総合計画」を策定し、基本構想で示す将来都市像「日本の真ん中、人がまん中、生活快適都市」の実現に向けて、新市の一体感の醸成、魅力ある上田市を目指して、市民協働によるまちづくりを進めてきました。

この間、本市を取り巻く社会経済情勢はめまぐるしく変化し、特に少子高齢化や人口減少社会の急速な進展は、今後の市民生活や市政に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。財政面では、今後、合併市町村への財政優遇措置が終了する時期を迎えることから、これらの情勢変化を受け止めた行政経営が重要となっています。

こうした中、「第一次上田市総合計画」が平成27年度をもって終了し、これまでの成果を引き継ぐとともに、社会情勢の変化や新たな課題に対応する「第二次上田市総合計画」を策定し、将来都市像「ひと笑顔あふれ、輝く未来につながる健（康）幸（福）都市」の実現を目指します。

(2) 上田市交流文化芸術センター・上田市立美術館（サントミュージーゼ）のオープン

未来へつながる市民文化の創造を目指し、「第一次上田市総合計画」では、市民の文化活動の新たな拠点としての、「交流・文化施設」の整備に取り組んできました。

文化・芸術は、子どもたちの感性やそこで暮らす人々の豊かな心を育み、生涯を通じた生きがいづくりなど、あらゆる活動における創造の原点であると同時に、多くの人々が交流することで生み出される波及効果は、まちの活力の源泉となります。上田市交流文化芸術センター並びに上田市立美術館（愛称：サントミュージーゼ）は、文化・芸術の力で、様々な交流を深め、活気ある元気なまちづくりを進める拠点施設として、平成 26 年 10 月 2 日にオープンしました。

サントミュージーゼは、「育成」を基本理念に掲げ、「文化・芸術」が「人」を育て、そして「まち」を育てる、「鑑賞の場」「創作の場」「交流の場」として、市民に愛され、市民とともに歩む施設として、「文化の薫る創造都市うえだ」の実現を目指します。

(3) 少子・高齢化、人口減少社会の進展

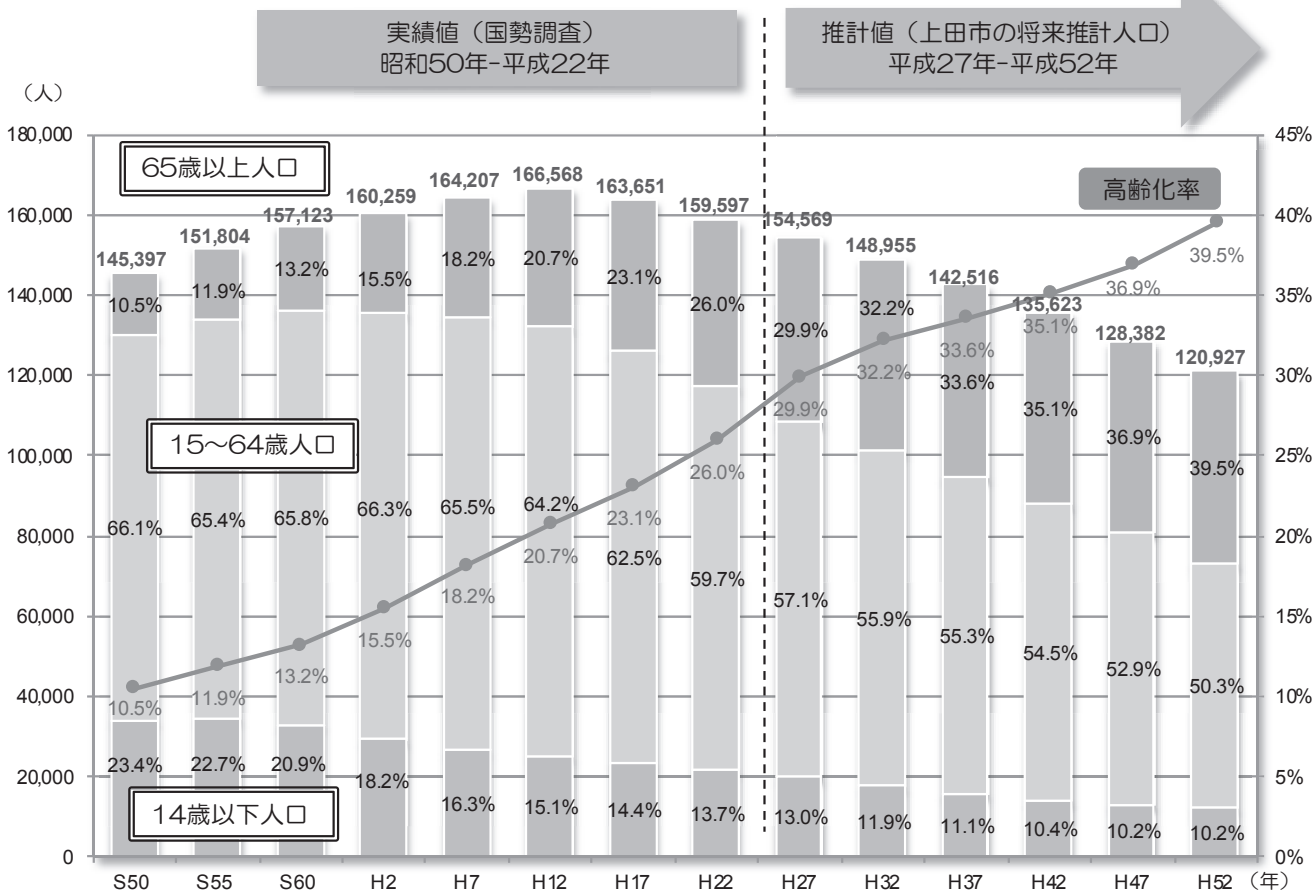
総務省の人口推計によると、わが国の人口は 1 億 2,709 万 8 千人（平成 26 年 5 月 1 日現在）であり、近年減少傾向にあります。14 歳以下の人口割合は 12.8%と過去最低となった一方、65 歳以上人口は約 4 人に 1 人となるなど、全国的に少子高齢化の傾向は顕著です。また、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計（平成 24 年 1 月）では、平成 42 年には総人口が現在より 1 千万人以上減少し、65 歳以上の高齢者の人口は 3,685 万人、高齢化率は 31.6% にまで達すると推計されています（出生中位（死亡中位）推計）。

上田市においても、国勢調査の結果によると、人口は平成 12 年の調査をピークに減少が続いています。全人口に占める高齢者の割合も増加しており、昭和 55 年に約 1 割であった 65 歳以上人口は、平成 22 年には 3 割弱にまで増加しています。

また「国立社会保障・人口問題研究所」の人口推計によれば、今後さらに人口の減少傾向が続く見通しです。平成 22 年に約 16 万人だった上田市の人口は、30 年後の平成 52 年には約 12 万 1 千人にまで減少すると予測されています。全人口に占める高齢者の割合も増加すると見込まれ、平成 52 年の 65 歳以上人口の割合は、4 割弱に達すると予測されています。

こうした人口減少や少子高齢化の進行により、地域経済の縮小、税収の減少、地域コミュニティの担い手不足、現役世代・将来世代に対する年金、医療、介護をはじめとした社会保障費負担の増加など、社会や経済のあらゆる面への深刻な影響が想定されます。このような時代の変化に対応するため、持続可能な社会の実現に向けた取組が求められています。

§ 上田市の人口見通し



(出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」
 ※実績値(国勢調査)は年齢不詳人口を含むため、各年齢階級別人口の構成比の合計が100%にならない年がある

(4) 個人の価値観、ライフスタイルの多様化

未婚化・晩婚化などによる家族形態の変化や、経済情勢を背景とする非正規雇用の増大などに伴う経済格差の拡大といった社会環境の変化に伴い、個人の価値観やライフスタイルは多様化してきています。

個人の意識や価値観は、これまでの経済的・物質的な豊かさから、精神的な安らぎや生活の質を重視する方向へと変化し、心の豊かさを実感することの重要性が高まっています。近年では、経済的な豊かさとは別に、心の豊かさをあらわす「幸福度¹」という指標が注目されています。内閣府においても幸福度を具体的に測定するための研究が進められるなど、地域社会における個人の心の豊かさを高めるまちづくりの重要性が高まりつつあります。

(5) 国の動向

国では、文化芸術の振興に対する国民の要望の高まり等を背景に、平成13年12月に「文化芸術振興基本法」が制定されました。このなかで、それぞれの地方公共団体が地域の特性に応じた文化施策を策定し、実施することが責務として規定されています(第4条、第35条)。

1 「幸福度」という指標

幸福度を具体的に見えるように各種指標で表したものである。すなわち、個々人の「幸福」をある程度、地域、時系列で比較可能にした物差しであり、評価のためのツール。主観的幸福感を上位概念とし、経済社会状況、心身の健康、関係性を3本柱として指標化したもの。(平成23年12月 内閣府経済社会総合研究所)

同法に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、平成14年12月に「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（第1次基本方針）、平成19年2月に「第2次基本方針」、平成23年2月には「第3次基本方針」、平成27年5月には「第4次基本方針」が策定されました。

また、平成24年6月に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が施行され、劇場、音楽堂等の役割や国・地方公共団体の取り組むべき事項が明確化されるとともに、同法に基づき、平成25年3月に「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」が告示され、文化芸術の振興が図られています。

さらに、平成26年3月に「文化芸術立国中期プラン」が策定され、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックを、五輪開催の年とするだけでなく、これを契機として、「新しい日本」を創造するための年にする事、また、2020年までに日本各地の文化力の基盤を計画的に強化し、文化大国として世界の文化芸術の交流のハブとなることをめざすとしています。そのため、2016年以降、東京を始め日本全国で、日本の伝統や地域の文化芸術活動の特性を活かした文化プログラムを提供することを計画しています。

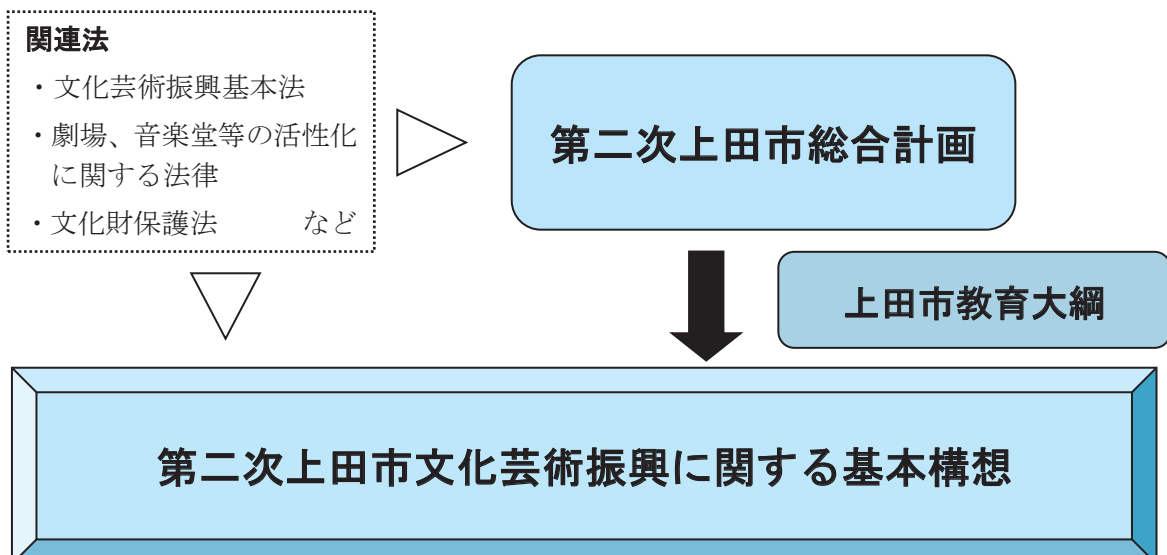
3 基本構想の位置づけ

この基本構想は、市政運営の基本となる第二次上田市総合計画を踏まえ、文化芸術分野における中長期的な視点に立った基本施策や方向性を定めるものであり、文化芸術振興基本法第4条の規定に沿うものです。

この指針で示す基本施策や方向性は、市民、文化芸術団体、関係機関等が共有し、上田市の文化芸術振興のための共通指針を示します。

【文化芸術振興基本法（平成13年12月施行）第4条】

「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」



4 基本構想の期間

この基本構想が対象とする期間は、第二次上田市総合計画との整合を図り、平成28年度から10年間（平成37年度まで）とします。

5 基本構想が対象とする文化芸術の範囲

一般的に「文化」は、芸術と呼ばれるものから衣食住をはじめとした人間の生活様式に至るまで、その範囲はかなり幅広く捉えることができますが、基本構想が対象としている範囲は、文化芸術振興基本法との整合性を踏まえ、同法が対象としている範囲を基本とします。

ただし、文化芸術の振興は、各地域の地域づくりや観光振興、景観の保全の取り組みなどとともに密接に関連していることから、文化芸術振興の目的に沿うこれらの周辺分野についても基本構想の対象とします。

《文化芸術振興基本法が対象とする範囲》

- ①芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊 等）
- ②メディア芸術（映画、漫画、アニメーション 等）
- ③伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎 等）
- ④芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱 等）
- ⑤生活文化等（茶道、華道、書道、国民娯楽、出版物 等）
- ⑥文化財等（有形及び無形の文化財 等）
- ⑦地域における文化芸術（伝統芸能、民俗芸能 等）

6 文化芸術振興の主体

文化芸術活動の主役は市民であり、文化芸術団体、大学その他の学校、公益法人、NPOなどの団体（以下、「団体」という。）、企業は、人材や情報、さらに活動の手法や資金などを提供し、市民一人ひとりの文化芸術活動に広がりを与えます。行政は、市民や団体と協働²・連携して、支援の仕組みづくりや環境づくりをし、文化芸術活動を支えます。

（1）市民の役割

文化芸術の振興は、もとより、市民一人ひとりの自発的な取り組みから生まれます。市民一人ひとりが、文化芸術の担い手として文化芸術を創造し、享受し、保護・発展に努めます。

2 協働

複数の主体が、同じ目的のために力を合わせて活動することをいう。たとえば、地域の課題を解決しなければならないとき、それが行政だけでは解決できない問題であったり、または市民や団体だけでも解決できない問題であったりする場合、行政・市民・団体が相互に力の不足を補い合い、それぞれが協力して課題の解決にあたっていくという意味で「協働」という言葉を使用している。

(2) 団体の役割

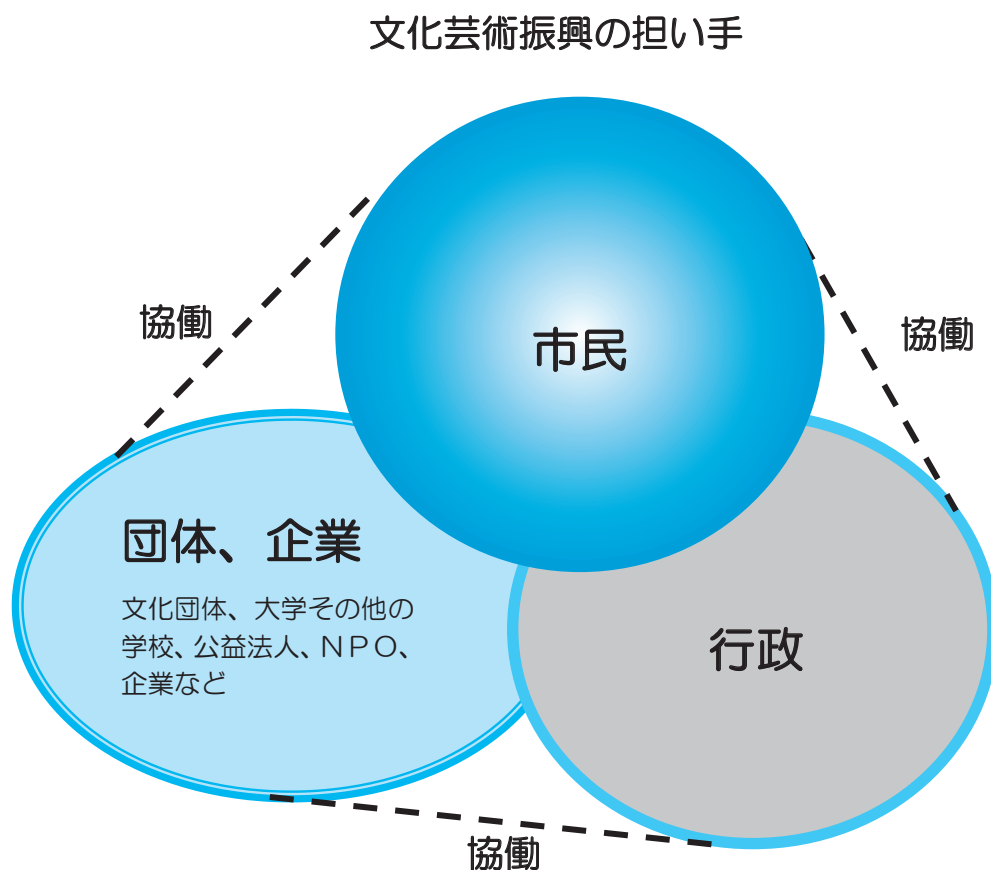
団体は、自主性と創造性を生かして文化芸術活動を推進し、市民が文化芸術活動に触れる機会を提供するとともに、市民の活動に対して人材や情報などを提供し、文化芸術活動の支援に積極的な役割を果たす必要があります。

(3) 企業の役割

企業は、地域社会の一員であるとの自覚のもと、メセナ活動を推進するとともに、文化芸術活動やイベントへの資金面での支援のほか、企業の持つ事業のノウハウや人材などの資源をいかして、地域の文化芸術振興の重要な担い手として地域に活力を与え、地域経済の活性化につながることを期待されます。

(4) 行政の役割

行政は、基本理念と基本的な方向に基づき、市民の自主的な文化芸術活動が行われるよう、市民や団体と協働・連携し、活動の支援や場の提供をはじめとする環境の整備、さらに啓発活動など文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、実施します。



7 第二次上田市総合計画（抜粋）

1 文化遺産の継承と活用

＜第二次上田市総合計画 第6編 第1章 多彩な文化芸術の継承と創造＞から

地域の歴史・文化を知る機会を創出し、歴史的・文化的遺産の活用と継承に向けた取組を推進します。

現状と課題

- ・文化財は将来の地域文化の向上発展の基礎となる貴重な財産であるため、これらを適切に保護して次世代へ引き継ぐ必要があります。
- ・文化財の保存にあたっては、行政と所有者だけでなく、地域、企業、NPO法人などが参画し、協働のもと次世代に継承する体制が重要です。
- ・さまざまな主体が文化財に関わる気運を高めるためには、文化財を積極的に公開し、地域の歴史文化を正しく知り、触れる機会を創出することが必要です。
- ・文化財を適切に保存する一方で、まちづくりや観光の資源として有効に活用していく必要があります。

【指定文化財一覧】

(H27.7.23 現在)

種類	有形文化財								無形文化財	民族文化財		記念物			計
	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡	古文書	歴史史料	考古史料	芸能	有形	無形	史跡	名勝	天然記念物	
国宝	1														1
国指定	6		4	2		1				1		3		3	20
国重美		1			2										3
国登録	9														9
国選択											3				3
県指定	10	2	2	2				2				4		3	25
市指定	36	9	24	19	3	19	4	7	4	14	14	45	7	31	236
計	62	12	30	23	5	20	4	9	4	15	17	52	7	37	297

(国指定：国指定文化財 国重美：国重要美術品 国登録：国登録有形文化財 国選択：国選択無形民俗文化財 県指定：長野県指定文化財 市指定：上田市指定文化財)

達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 平成32年度
市の歴史や文化財に愛着や誇りを感じる市民の割合	59.3% (平成26年度)	64%
歴史や文化を大切にしたい上田らしさを感じる市民の割合	43.4% (平成26年度)	47%

各主体に期待される主な役割分担

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護活動に参画します。 ・歴史的・文化的遺産の基礎資料を提供します。 ・伝統行事などに参加し、文化財を学習活動の場として活用します。
文化財所有者	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財を適切に管理します。
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史・文化などに関する教育を行います。
自治会	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統行事や体験学習などに参加しやすい環境づくりを行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護活動を支援します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史・文化を知る機会を創出します。 ・歴史的・文化的遺産の継承と活用の取組を推進します。

2 育成を基本理念とした文化芸術活動への支援と文化創造

＜第二次上田市総合計画 第6編 第1章 多彩な文化芸術の継承と創造＞から

「育成」を基本理念として、市民による地域に根ざした文化芸術活動を支援し、サントミュージゼを核とする「文化の薫る創造都市」の実現を目指します。

現状と課題

- 文化・芸術はまちづくりの重要な要素であり、新しい時代に向けた文化振興策を総合的に展開していく必要があります。
- 子どもへの教育効果や経済波及効果など、まちの活力の源泉となる効果を多面的に引き出す事業展開が求められています。
- サントミュージゼを拠点として、市民がさまざまな文化芸術に触れ、自らが参加し、文化芸術活動の主体者となるよう支援していく必要があります。
- 文化・芸術を通して、「人」、「文化」、「まち」が育まれる魅力あるまちづくりを目指すために、特に次世代を担う子どもたちを対象とする育成事業に取り組むことが重要です。
- 安定した財源を確保し、より質の高い芸術鑑賞の場を創り出していくためには、民間の企業や団体とのさまざまな連携が必要となっています。

◇バレエワークショップ



◇市民参加による演劇事業

達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 平成32年度
文化芸術に触れ、参加する機会に恵まれていると感じる市民の割合	32.8% (平成26年度)	40%

各主体に期待される主な役割分担

市民	<ul style="list-style-type: none"> コンサート鑑賞や体験型講座に参加します。 文化芸術活動に取り組み、成果を発表します。 自らが企画運営に携わり鑑賞事業などを開催します。 市民サポーターやアーツスタッフなどとして、各種事業へ参画します。
幼稚園・保育園・学校など	<ul style="list-style-type: none"> 子どもアトリエプログラムや芸術家ふれあい事業などへ参加します。
地域・商店街	<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術事業の受け入れや企画をします。
事業者など	<ul style="list-style-type: none"> 企業メセナなどにより文化芸術事業を支援します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 「育成」を基本理念に市民による文化芸術活動を支援します。 魅力ある「鑑賞事業」「創造育成事業」「市民協働・情報発信事業」を展開します。

第2章

上田市の文化芸術振興の現状と課題

1 文化遺産の継承と活用

(1) 基本施策1 地域の歴史的・文化的な遺産を継承します

① 地域の歴史と文化を知る機会の創出

現状

① 史資料の公開

- 上田市マルチメディア情報センターと連携し、「上田市文化財マップ」、「上田市子ども文化財マップ」、「上田城・上田城下町絵図アーカイブ」、「上田を支えた人々～上田人物伝～」等や「埋蔵文化財分布図」のデジタル資料を、インターネットで公開しています。
- 「広報うえだ」及び上田市行政チャンネルで「未来への贈り物 上田のお宝発見」を掲載・放送や無形民俗文化財の祭事予定を「広報うえだ」・市ホームページ、公民館だよりで紹介するなどの情報発信をしています。

② 社会教育機関における史資料を活用した学習機会の提供

- 出前講座により、地域学習の場へ職員を講師として派遣しています。
- 博物館・図書館・公民館においての展覧会や講座は、多種多様な内容で学習機会が提供されています。
- 市立美術館では郷土作家の資料を収集し、常設展示しています。
- 武石ともしび博物館は灯火専門の博物館類似施設として、展示のほかに、体験学習を実施しています。

③ 学校における郷土の歴史や文化を知る学習

- 郷土の歴史や文化に関する小冊子の刊行と頒布（26年度「信州上田真田氏物語」、27年度「史料でみる真田氏の歴史」）や小学校の副読本「わたしたちの上田市」で郷土の先人・偉人を紹介するなど、教材とする学習の充実を図っています。
- 平成27年度より真田氏の歴史演劇鑑賞事業として、演劇を通じて市内児童に真田氏の歴史に興味を持ってもらうように実施しています。
- 芸術家派遣事業で、落語等の伝統芸能も取り入れて開催しています（対象：小・中学校）。

④ 伝統的な芸能に触れる機会の創出

- 上田城跡能与同時開催で能楽講座を開催し、小中学生を対象に舞台上で体験等の学ぶ機会を提供しています。

⑤ 先人・偉人の顕彰

- 先人・偉人の業績を紹介・顕彰するため、民間の顕彰団体と協力しながら博物館・図書館、公民館等で展示や講座の開催をしています。また、商店街とも連携を図り事業を推進してきました。

課題

① 史資料の公開

- インターネットで公開の文化財マップは、全地域でないため整備が必要です。

② 社会教育機関における史資料を活用した学習機会の提供

- 博物館・図書館・公民館における展覧会や講座は、例年開催され、市民の学習支援を積極的に行っていますが、それぞれの施設が独自の活動を行っているため、事業計画における調整や連携を強化する必要があります。

③ 学校における郷土の歴史や文化を知る学習

- 小中学校の授業等における、地域の歴史や文化に関する学習支援の充実が必要です。

④ 伝統的な芸能に触れる機会の創出

- 子どもたちが、伝統的な芸能に触れる機会が減少しています。

⑤ 先人・偉人の顕彰

- 市民や団体から仮称「ふるさと偉人館」の設立の要望があり、検討が必要です。

② 市民協働による文化財の保存

現状

① データの収集・集積と情報の整理

- 市内に残る西洋建築、武家住宅、近代化遺産、近代和風建築等の調査を実施しています。
- 上田市誌編さん資料の整理と公開を行っています。
- 指定文化財台帳の資料整備を行っています。

② 文化遺産の保護と保全

- 文化財の指定や修理に合わせて調査を実施しています。
- 指定文化財台帳の資料整備や文化財の指定、修理に合せて調査を実施しました。国・県の指定文化財については、定期的に文化財パトロールを実施しています。
- 上田城跡・信濃国分寺跡は、史跡整備基本計画に基づき、発掘調査と整備事業を進めています。
- 未指定の物件について、必要に応じて調査を行い、所有者の意向を踏まえ、指定・登録・選択制度³により保護を図っています。

③ 地域に残る伝統芸能の継承と活動の促進

- 指定文化財の中で伝統芸能等を継承する保存会等に対して、振興と後継者育成のために補助金を交付しています（16団体）。

3 選択制度

国及び県が、指定していない無形民俗文化財のうち、指定に準ずる文化財として「記録作成の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択したもの。

④ 仮称「公文書館」の設置

- 行政内部で検討を進めてきましたが、27年度には「上田市公文書館整備検討懇話会」を設置し、外部の有識者による意見を求めつつ検討を進めています。
- 市町村誌編さんの過程で収集された史資料については、整理・保管するとともに、申請により公開しています。また、新出史料については継続して調査、収集を行っています。

⑤ 各分野における後継者の育成

- 生活文化の普及と保全のため、公民館・上田創造館等で、昔の遊びやしめ縄飾りなどの講習会（ワークショップ）を開催しています。

課題

① データの収集・集積と情報の整理

- 未指定物件や新出史料の調査が必要です。
- 様々な調査の成果を公表、公開する方法が不足しています。
- 指定文化財に関する様々な資料（台帳を含む）のデジタル化について未着手の部分があります。

② 文化遺産の保護と保全

- 市指定文化財は件数が多く、毎年、すべての現況調査を実施するのは困難な状況です。
- 未指定物件や新出史料の調査が必要です。

③ 地域に残る伝統芸能の継承と活動の促進

- 上田市内には、国選択無形民俗文化財3件、市指定無形民俗文化財14件、同芸能4件の指定文化財がありますが、未指定の伝統芸能が多数存在しています。
- 伝統芸能を披露する機会が少ない状況です。
- 保存会等の活動等に対しては、補助金による支援のほかに、他の方法による支援策が必要です。

④ 仮称「公文書館」の設置

- 行政文書や歴史的な地域資料等を収集・保存し、また、旧市町村誌編さん事業により収集した資料も保存するために、仮称「公文書館」の設置が必要です。

⑤ 各分野における後継者の育成

- 上田固有の伝統文化の保存・継承は、地域の住民によって担われ、メンバーの固定化や高齢化、少子化とともに後継者不足などの悩みを抱えています。市民の貴重な財産が失われることのないよう、後継者の育成とともに、記録による保存が急務となっています。
- 伝統的な遊びや、地域で受け継がれてきたわら細工などの技術を持つ（知る）人たちの高齢化が進んでおり、映像記録等により保存を図らないと、近い将来、途絶えてしまう可能性が生じています。

(2) 基本施策2 地域の歴史的・文化的遺産の活用を進めます

市民協働による歴史的・文化的遺産の活用

現状

- ① 歴史的・文化的遺産の情報発信
 - 無形民俗文化財の祭事予定を、広報うえだ・ホームページ・公民館だより等で紹介しています。
 - 埋蔵文化財分布図のデジタル化と全市域の統合を行い、インターネットで公開（27年度から）しています。
- ② 文化遺産の文化活動での利用
 - 地域の人に文化財への関心や理解を促すために、文化財学習と文化事業を合わせた事業として、「文化財 de 文化祭」を平成27年度から実施しています。
- ③ 文化遺産の観光資源としての活用
 - 文化遺産に関する情報を広く提供し、行政や民間による観光PRに結びつけています。
 - 平成27年度に、上田城・真田氏関連史跡紹介コンテンツを製作し、コンピューターグラフィックスにより復元した上田城と真田氏関連の史跡の紹介を行っています。
- ④ 地域の特色のある文化遺産を連携させた、まちづくりへの活用
 - 博物館・図書館・公民館などの社会教育施設は、様々な学習・研究団体の活動の場として活用されています。施設面では、市立美術館、真田図書館、丸子図書館、塩田公民館、城南公民館等が、新設や建て替えにより整備は進んでいます。一方、老朽化した市立博物館や上田図書館の建て替え計画が未定となっています。

課題

- ① 歴史的・文化的遺産の情報発信
 - 地域の伝統的祭事が十分に周知されていない状況です。
 - 全体的に情報発信が不十分であり、発信方法の工夫が必要です。
- ② 文化遺産の文化活動での利用
 - 市民による文化遺産を活用した文化活動の展開が必要です。
 - 社会教育機関による、より一層の利用が必要です。
- ③ 文化遺産の観光資源としての活用
 - 文化遺産が、観光資源として十分に活かされていません。
 - 文化遺産の価値や本質を理解されるような観光資源としての活用が求められています。
- ④ 地域の特色のある文化遺産を連携させた、まちづくりへの活用
 - 上田市立博物館や上田図書館など、中核となる施設の老朽化が著しく十分な機能を果たせていない状況です。
 - 上田市には数多くの指定や登録の文化財（297件）があり、これらの文化財を保存し、観光や学校教育、社会教育、産業に活用していくことは、近年の世界遺産や日本遺産登録でも示されているとおり、たいへん重要なことです。文化財保護の基本的方針を定め、さらに文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用するための施策の計画策定が必要です。

2 育成を基本理念とした文化芸術活動への支援と文化創造

(1) 基本施策1 新たな「文化芸術振興に関する基本構想」を策定します

基本構想を指針とする文化芸術振興施策の展開

策定は本紙により実施済みです。今後、本「基本構想」により文化振興施策を展開します。

(2) 基本施策2 文化芸術活動などを支える団体や人材を育成します

① 青少年の文化芸術活動の充実

現状

① 青少年が文化芸術活動に取り組むための支援

- 「上田市文化少年団」の活動は年々、団体数や会員数が増加してきており、メイン行事の子ども文化祭は、多種多様な発表で、盛大な開催となってきています。
- ホールやスタジオを活用した音楽、演劇等のワークショップを実施しています。
- 平成16～26年度までは、ストリートパフォーマンス支援事業として駅前中心に発表の場を確保してきましたが、平成27年度から青少年（小学生～大学生）を支援するため、「放課後テラス支援事業」として発表の場の確保をしています。
- 市立美術館の子どもアトリエを活用して、子どもたちの感性を育む体験プログラムを提供できる環境が整いました。
- 企画展に関連した取組として作家を学校へ派遣し、児童生徒と制作活動を実施しています。
- 公民館等では「伝統文化親子教室」が開かれているほか、「子ども映画会」等が開催されています。また、合唱等の様々な自主的文化活動の場として公民館が利用されています。
- 市立美術館の子どもアトリエを活用し、ワークショップやアート講習など様々な事業が展開されています。

② 学校教育において子どもたちが文化芸術に触れる機会の創出

- 平成26年度から、子どもとアーティストが出会うクラスコンサートやワークショップを市内全25小学校で実施しています。
- 平成21年度から「芸術家学校派遣事業」として、プロの演奏やパフォーマンスを子どもたちが手の届く距離で鑑賞する事業として、希望校を募り開催しています。
※ 今までのジャンルは、オペラ、管楽、落語、和太鼓、能楽、タンバリンなど
- 平成24年から劇団四季による「こころの劇場」を開催し、毎年多くの学校が無料で鑑賞しています。

③ 地域の伝統行事や伝統芸能への参加促進

- 指定文化財の中で伝統芸能等を継承する保存会等に対して、振興と後継者育成のため、広報活動や補助金を交付しています（16団体）。

課題

① 青少年が文化芸術活動に取り組むための支援

- 文化少年団については、団体数や会員数の増加に伴い、役員スタッフの負担が重くなってきている状況もあり、継続可能な取り組みとなるよう組織体制づくりが必要です。
- 子供向け、親子向けなど幅広い年齢層が楽しめる鑑賞事業を実施するとともに、美術館の子どもアトリエなどを中心とした、子どもたちの創作活動など育成事業を継続していく必要があります。
- 公共ホール・美術館は、若手アーティストを発掘、育成するためのプログラムや事業を企画し、さまざまな文化芸術の活動、発表の場として活用できる環境を整備する必要があります。

② 学校教育において子どもたちが文化芸術に触れる機会の創出

- 子どもたちが、多様な文化芸術に触れる、鑑賞事業やワークショップを開催し、育成事業として継続していく必要があります。

③ 地域の伝統行事や伝統芸能への参加促進

- 上田固有の伝統文化の保存・継承は、地域の住民によって担われていますが、メンバーの固定化や高齢化などの悩みを抱えています。市民の貴重な財産が失われることのないよう、青少年を後継者として育成するとともに、記録による保存が急務となっています。

② 市民による地域に根ざした文化活動や新たな創造への支援

現状

① 市民の鑑賞等への機会の充実

- 住民主体による効果的な文化振興を図るため、住民団体等が主催して行う文化公演事業（鑑賞事業）に対し、助成金を交付する文化支援事業⁴を行っています。
（実績：H23 10件 1,295千円、H24 6件 700千円、H25 2件 180千円、
H26 3件 267千円、H27 4件 243千円）
- サントミュージゼのホール、丸子文化会館、信州国際音楽村では、ホール主催事業のほか、様々な市民活動の発表の場となっています。上田文化会館は中央公民館との複合施設として、市民活動の発表の場として利用されています。
- 市立美術館では、常設展示の他に企画展を開催し、様々な分野の芸術鑑賞の機会を提供しています。

② 情報の収集と発信

- 上田市主催や共催、文化関係団体、文化少年団等や国内外の文化プログラム等について情報を収集し、広報やホームページ、報道機関、行政チャンネル等を通じて情報発信をしています。

4 文化支援事業

市民が企画開催するコンサートや観劇、展覧会などについて、上田市が経費の一部助成や、周知の協力などを支援する制度。

③ 文化芸術活動に取り組む団体や人材の育成

- 「うえだ城下町映画祭」は大正時代から映画のロケ地として使われてきた上田の特色を活かし、市民と上田市、上田市マルチメディア情報センター、上田市教育委員会で組織された実行委員会により、上田ロケ作品をはじめとする日本映画の上映や、自主制作映画コンテストなどを実施し、人材育成を含めた総合的な映像文化の振興を目的として開催しています（平成9年から）。

④ 市民・団体等との連携による文化芸術の活性化

- 上田市文化芸術協会、丸子文化協会、真田町文化協会、上田市、上田市教育委員会が協働し、毎年統一テーマを掲げて上田・丸子・真田地区において、異なる講師による「シリーズ文化講演会」を開催しています（平成20年から）。
- 「上田城跡能」が能関係団体と上田市文化芸術協会、上田市、上田市教育委員会で組織された実行委員会により、伝統文化への関心を高めることを目的として開催されています（H9年から）。
- 子どもアトリエ運営委員会では、市民協働による育成活動が行われています。

課題

① 市民の鑑賞等への機会の充実

- 鑑賞事業を主催する市民団体への「文化支援事業」を継続して実施していますが、近年申込者が減少しており、文化芸術活動の団体や個人のニーズを捉えて、支援の方法について検討が必要です。

② 情報の収集と発信

- 新しい文化芸術等や若者の文化芸術活動の状況やニーズを、市として把握する方が必要です。
- より多くの人に情報を提供するため、ホームページのほか、SNSや機関誌など、多くの媒体を活用しての情報発信が必要です。

③ 文化芸術活動に取り組む団体や人材の育成

- 上田城跡能、うえだ城下町映画祭、子ども文化祭等の事業や市民団体が主体で行われる事業について、さらに市民の参加を得て市民協働で推進する仕組みづくりが必要です。
- 文化芸術のもつ多面性や人の集まることでの交流の創出など、文化芸術関係者だけでなく、さまざまな団体等との連携により、複合的な事業展開を図る必要があります。
- 文化芸術関係団体への若年層の参加が減少し、高齢化が進んでいます。

④ 文化芸術の振興を図るための環境整備

- 民間施設との連携や複合的な文化事業、社会教育施設との連携については、具体的な方策が必要です。
- より多くの文化芸術事業を提供するためには、企業メセナなど民間の共感と協働を進める必要があります。

(3) 基本施策3 サントミュージゼを核とした文化の薫る創造都市の実現を目指します

① 文化創造都市としての「創造育成」事業の推進

現状

① 文化芸術の振興を図るための環境整備

- サントミュージゼの運営スタッフとして、プロデューサー、舞台技術スタッフなど専門知識を持ったスタッフを登用することにより、質の高い舞台芸術や音楽を市民に提供するとともに、文化芸術の拠点として、情報の発着信をはじめ、幅広い事業の展開を行っています。
- 美術作品を高度な環境⁵で保存、展示する環境が整うとともに、美術分野での学芸員実習受入が可能⁶となり、専門家の育成を進めています。

② 地域における文化芸術活動の充実

- 山本県が提唱した農民美術の振興と継承を図るため、農民美術新作展を共催し、木彫教室を開講しています。

課題

① 文化芸術の振興を図るための環境整備

- サントミュージゼが、文化芸術の拠点として、情報の発着信をはじめ、幅広い事業の展開を行っていく必要があります。

② 地域における文化芸術活動の充実

- 農民美術の担い手が高齢化している中で、伝統を継承していくための環境づくりが必要です。
- 創造的な人材育成と新しいコミュニティの育成のため、高校生をはじめ市民の参加による舞台芸術の創造事業やワークショップの実施が必要です。

③ 文化的多様性や総理解の促進

- 地元において、創造事業や育成事業をファシリテイト⁷できる人材の育成が望まれるため、さらに事業展開の推進を図る必要があります。
- 国内外の文化芸術における交流によって、異なる価値観や文化を理解し、グローバルな感性を育てる事業展開を充実させていく必要があります。
- 地域資源の発見と理解を進めるための事業を行う人材育成を進めていく必要があります。

5 高度な環境

温度・湿度等を一定に保ち、作品を後世に適切に伝えることが可能な環境。

6 学芸員実習受入が可能

文化庁が指導する「学芸員」（国家資格）を養成する為の「博物館実習」（カリキュラム立案・実施を含む）の事実上の単位授与能力を持つという意味もある。

7 ファシリテイト

グループによる活動が円滑に行われるように支援すること。特に、組織が目標を達成するために、問題解決・合意形成・学習などを支援し促進すること。協働促進者、共創支援者。

② 市民とともに歩む施設を目指す「市民協働」事業の推進

現状

① 文化芸術活動の拠点施設の充実

- 市民の文化芸術活動の拠点施設として「サントミュージゼ」（交流文化芸術センター・市立美術館）が平成26年10月2日に開館しました。
- プロデューサー、舞台技術スタッフ、学芸員など専門知識を持ったスタッフによる、文化芸術活動の支援を行えるような体制を整備するとともに、多くの市民が何らかの形で、文化芸術を享受できるように進めています。

② 人材育成の取り組み

- サントミュージゼの施設や事業を支えるための、サポーター組織を立ち上げ、事業や運営などに携わるなど、ボランティアの育成とともに地域における文化的な催しを市民が支える基盤整備を進めています。
- 芸術家（地域）ふれあい事業により、文化芸術をより身近に触れてもらうため、地域の公民館やホールでの鑑賞事業やワークショップ事業を実施しています。
- 地域とアーティストを繋ぐアーツスタッフを育成するため、劇場、美術館の企画や活動について総合的に学ぶ「うえだアーツスタッフ・アカデミー」を開催し、新しい文化芸術に係る人材育成事業を実施しています。

課題

① 文化芸術活動の拠点施設の充実

- 市民が自発的に文化的な活動をするための支援や、市民ボランティア組織をさらに充実するなど、多方面から文化芸術に携われる環境整備を、さらに進める必要があります。
- 学校や福祉施設等とのより一層の相互理解と協働を行っていく必要があります。
- 市民の活動が、自主的な事業開催となるよう施設利用のノウハウの提供等を進める必要があります。

② 人材育成の取り組み

- うえだアーツスタッフ・アカデミーや公開講座などの人材育成事業の受講者自らが、地域の文化芸術活動で活躍できる環境整備を進める必要があります。

③ 情報の収集と発信

- 各施設の事業情報や文化芸術に係る全ての情報を共有し、発信していくための媒体づくりをはじめ、システムを構築する必要があります。

③ 魅力ある「鑑賞」事業の推進

現状

① 鑑賞事業の充実

- 幅広い市民の方が楽しんでいただける良質な作品から、先進的で良質な作品までを提供できるよう、全国の劇場・音楽堂・美術館等やアーティストとのネットワークを図り、企画しています。
- 平成 25 年に市民 3 千人を対象にアンケートを実施し、市民の希望する事業のジャンル、アーティスト等をサントミュージゼの開館事業に反映させました。

② 情報の収集と発信

- サントミュージゼで行うコンサートや展覧会、施設利用等の情報発信に加えて、出演アーティストのインタビューなど、情報発信するためのサントミュージゼ独自のホームページを立ち上げています。

課題

① 鑑賞事業の充実

- 地元企業をはじめ民間団体に対し、文化芸術における共感と協働を理解してもらい、このまちを一諸に発展させていく必要があります。

② 情報の収集と発信

- 可能なメディアにより情報発信を行っていますが、今以上に周知をしていただくために、新しいメディアの利用や方策を進めていく必要があります。



◇上田電鉄別所線車内ライブの様子
アーティストが上田に滞在し、ひとやまち、地域とふれあう機会の創出



◇子どもたちがプロのアーティストや演出家と直接ふれあい、作品を創り上げる体験を創出するための事業

第3章

文化芸術の継承と創造のための基本的施策

1 文化遺産の継承と活用

(1) 基本施策1 地域の歴史的・文化的な遺産を継承します

① 地域の歴史と文化を知る機会の創出

地域の歴史的・文化的遺産を後世に残すためには、行政や市民が一体となった活動が不可欠となります。そのためには、第一に多くの人々にこれらの文化遺産を知っていただき、理解を深めていただくことが必要です。

《基本的な施策》

① 史資料の積極的な公開

- 博物館、図書館等が収集した史資料を積極的に公開します。また、地域や市民が保存している史資料についても公開を促します。
- 上田市マルチメディア情報センター等の機関と連携し、デジタル化による保存と、インターネット等による公開を進めます。その一環として、デジタル版「文化財マップ」についても、情報を追加し、充実を図っていきます。

② 社会教育機関における史資料を活用した学習機会の提供

- 社会教育機関である博物館、公民館、図書館は、地域の歴史・文化・自然等について学ぶ機会を今後も継続して提供します。
- それぞれの施設の特徴や地域性を考慮し、社会教育機関内で事業の調整や連携を図り、より有効な学習になるよう努めます。

③ 学校における郷土の歴史や文化を知る学習

- 小中学校において、子どもたちが郷土の歴史や文化、先人・偉人を知る学習を進めます。その際には、地域ぐるみで学習を支援できるようにし、市は必要に応じて、史資料等の提供や専門職員等の派遣をします。これらのことにより郷土学習を充実します。

④ 伝統的な芸能に触れる機会の創出

- 市や主催団体は地域の伝統行事などの情報を積極的に発信し、市民が参加しやすい環境づくりを進めます。
- 公民館活動等の中で地域の伝統文化に関する体験や学習機会を設けていきます。

⑤ 先人・偉人の顕彰

- 市民、特に青少年が郷土の先人・偉人の業績を知ることは重要なことです。すでに、いくつかの市民団体が顕彰活動を推進していますが、そのような団体とも協働し、今後も学習機会を設けていきます。このことにより、多くの人々が先人・偉人の業績を知り、今後、より一層顕彰する気運が全市的に高まるなかで、仮称「ふるさと偉人館」の設置について検討していきます。

② 市民協働による文化財の保存

平成27年7月には、国・県・市の指定文化財（国登録文化財含む）が合計297件となりました。この件数は類似人口の他都市に比して突出した件数となっています。このことは、上田市が古くからの歴史を有し、かつ歴史的に重要な遺産が存在していることを示しています。この297件の文化財のうち、市が所有しているものは45件程度であり、大部分は個人、団体等の民間所有となっています。したがって、文化財の保存においては市民協働が不可欠な要件となっています。

《基本的な施策》

① データの収集・集積と情報の整理

- 市民協働で、地域の歴史的・文化的遺産などに関する基礎資料の収集、未指定物件や新出史料調査、記録保存を行います。また、それらの資料の情報公開を積極的に行います。
- 市指定文化財台帳を始めとして様々な文化財資料のデジタル化を進め、情報発信が効率的に出来るようにします。

② 文化遺産の保護と保全

- 市は文化財所有者が行う修理をはじめ、市民や企業などが自主的に行う文化財保護活動を支援します。地域に残る文化遺産の中で重要なものについては、所有者の意志を確認したうえで、文化財指定等などを通じて適切に保全管理します。埋蔵文化財包蔵地については地域をデジタルマップに示し、どこでもだれでも閲覧できるようにし、埋蔵文化財の保護に努めます。
- 市民協働による「文化財パトロール」等を実施し、地域における文化財保護の意識を醸成するとともに、市民協働で文化財保護に努めます。
- 歴史的景観を示す町並み等についても、保護と活用策を市と住民とともに進めていきます。

③ 地域に残る伝統芸能の継承と活動の促進

- 伝統芸能の保存団体や指導者、後継者を支援し、団体間の交流促進も含め、地域に根ざした継承活動を促進します。また、この団体間の交流の中から、市民協働による合同発表の機会を設けられるようにします。さらに、郷土の豊かな自然や昔から親しまれている祭礼行事・民俗芸能など、伝統文化に関する活動を重視し、地域の伝統芸能等の調査研究を進めます。

④ 仮称「公文書館」の設置

- 市では仮称「公文書館」の設置を計画しています。行政文書、歴史的地域資料等が収集・保存され、そして旧市町村誌編さん事業により収集した資料も保存される機能が持たれる予定です。

⑤ 各分野における後継者の育成

- 伝統芸能を始め地域固有の伝統文化の保存継承の担い手の後継者不足については、③の保存団体間の情報交換や先進地事例に学ぶことにより方途を検討していきます。
- 地域の歴史を研究する専門家の後継者不足については、在野の研究者、教職員や学芸員等による組織的な対応を進めます。
- 歴史分野において専門的な知識を有する市職員が不足してきている中で、職員の採用や育成等について組織的に対策を進めていきます。

(2) 基本施策2 地域の歴史的・文化的遺産の活用を進めます

市民協働による歴史的・文化的遺産の活用

地域の歴史的・文化的遺産を後世に残すためには、多くの人々にこれらの遺産の存在を知っていただくことが必要ですが、同時に、保存するだけでなく市民協働でそれらを活用することにより、地域のアイデンティティが高まり、観光を含めた独自のまちづくりにつながるようになります。

《基本的な施策》

① 歴史的・文化的遺産の情報発信

- 文化財マップ、子ども文化財マップにより、文化財の所在地と内容を発信します。
- 発掘調査の結果を広く知らせます。
- 広報や新聞、インターネットにより、文化財の最新情報を提供し、その価値やおもしろさを知らせます。

② 文化遺産の文化活動での利用

- 博物館、公民館、図書館、学校が行う学習活動での利用を積極的に進めます。
- 市民協働により文化財を使った文化活動（例：「文化財de文化祭」）を促進します。
- 市民協働により山城登山（見学）、町並み散歩、伝統的行事等での活用を促進します。

③ 文化遺産の観光資源としての活用

- 国宝安楽寺三重塔を始めとした別所・塩田平の寺院郡、国史跡の上田城跡や国分寺跡などは、すでに上田市の観光の重要拠点にもなっているように、多くの文化遺産は観光資源となる可能性を持っています。
- 今後も有形無形の文化遺産、独自の生活文化も含めて、地域ごとあるいは全市的に、あるいは全国的な連携により、市民協働による観光資源としての価値を見出し活用することを継続的に進めます。

④ 地域の特色のある文化遺産を連携させた、まちづくりへの活用

- 文化財の保存と活用に関する基本構想（歴史文化基本構想）を策定し、周辺環境も含めて総合的に文化財を保存・活用する施策を計画的に進めます。この結果を踏まえて、日本遺産登録を目指します。
- 公民館等の社会教育機関においては、今後も市民の文化遺産や歴史に関する学習を通して、市民の主体的なまちづくりにつながるよう努めます。その需要に応えるために、市立博物館、上田図書館の整備をしていきます。また、武石ともしび博物館の展示や地域文化活動の充実を図っていきます。

2 育成を基本理念とした文化芸術活動への支援と文化創造

(1) 基本施策1 文化芸術活動などを支える団体や人材を育成します

① 青少年の文化芸術活動の充実

平成26年10月に、サントミュージゼ（上田市交流文化芸術センター・上田市立美術館）が文化芸術による「育成」を理念として掲げ、上田市の文化芸術活動の新たな拠点としてオープンしました。開館前から市内学校へのアウトリーチ⁸事業が展開されるなど、青少年が文化芸術を体験する機会が一段と高まりました。

未来を担う青少年のために、今後も様々な機関による事業展開が求められています。

《基本的な施策》

① 青少年が文化芸術活動に取り組むための支援

- 上田市文化少年団の活動を拡充させ、主体的な活動が継続できるよう、今後も支援します。
- 「放課後テラス支援事業」により青少年が街角で活動発表する機会を設けます。
- 市立美術館の「子どもアトリエ」を利用して、子どもたちの感性を育む体験プログラムを提供します。
- 市全体で、子どもたちが多様な文化芸術に触れる鑑賞事業や、ワークショップを、様々な機会を捉えて開催していきます。

② 学校教育において子どもたちが文化芸術に触れる機会の創出

- 学校との連携により、芸術家学校派遣事業（平成21年より）を継続実施し、プロの演奏やパフォーマンスを身近に鑑賞する機会を設けます。
- 学校との連携により、サントミュージゼによるアウトリーチ事業を継続実施し、主に第一線の演奏家による音楽体験等の機会、また、美術作家や経験者等によるワークショップや講座の機会を設けます。

③ 地域の伝統行事や伝統芸能への参加促進

- 担い手・後継者不足が課題となっている中で、保存関係団体等と連携をし、子どもたちが興味を持って伝統行事や伝統芸能への参加ができるよう支援をしていきます。

8 アウトリーチ

文化施設などが行う、地域への出張サービス。

たとえば文化施設がプロのアーティストを学校、公民館、福祉施設などに派遣してワークショップ、ミニコンサートなどを普及活動の一環として行うこと。

② 市民による地域に根ざした文化活動や新たな創造への支援

文化芸術振興基本法の条文中に示されているとおり、文化振興にあたっては、文化芸術活動を行う者の自主性や創造性が十分に尊重されなければなりません。上田市においては、これまで脈々と続けられてきた市民による文化活動により、自主性を尊重した文化創造を展開してきています。今後もその担い手となる市民へ行政等による支援をしていきます。

市民にとっての文化芸術活動の場は、最も身近な公民館（9施設）や公民館地区館（2施設）、自治会館（公民館分館）であり、様々な活動や練習等が行われ、公民館や文化会館、民間施設等での発表会等の開催に至ってきました。こうした、地域で続けられてきている活動が継続され、上田市全体の日常的な基盤となることが重要であり、このことがサントミュージーゼの利用促進につながるとともに、文化芸術拠点としての充実が図られます。

《基本的な施策》

① 市民の芸術鑑賞等の機会の充実

- サントミュージーゼを核とし、上田文化会館、丸子文化会館、信州国際音楽村等のホールを含め、ホール間の連携を図りながら多彩な鑑賞事業を展開します。
- 市民団体等が主催する鑑賞事業を種々の方法を検討しながら支援していきます。

② 情報の収集と発信

- 若者たちによる文化芸術活動の情報収集や、新たな文化活動の動きをキャッチできる仕組みをつくれます。
- より多くの人々に伝わるような情報発信の方法を検討し、情報提供できるように努めます。

③ 文化芸術活動に取り組む団体や人材の育成

- 文化芸術の表現者を育てることはもとより、文化芸術事業をプロデュースできる人材を、関係機関とともに育成していきます。
- 文化芸術活動の担い手となっている団体等の交流の機会を設けるなど、団体間の連携が進められるようにします。

④ 文化芸術の振興を図るための環境整備

- 必要な財源を確保し、魅力的な事業を展開します。
- 舞台機構、保存環境等を事業や利用ニーズにあわせ更新していきます。
- だれもが利用しやすい施設運営を推進していきます。

⑤ 市民による地域に根ざした文化活動や新たな創造

- 上田文化会館、丸子文化会館、信州国際音楽村や公民館等の文化芸術施設は、各地域において文化芸術の発信・交流の拠点として重要な役割を果たしてきましたが、今後も地域に根ざした文化活動や新たな創造の拠点となるよう、施設の機能向上等を進めながら推進していきます。

- ⑥ 上田地域定住自立圏域自治体や国内外との文化交流の推進
 - 上田地域定住自立圏域自治体⁹と連携し、圏域住民がより多くの文化芸術に触れることができる調査研究を推進します。
 - 姉妹都市・友好交流都市、在住外国人との連携による文化交流を推進します。
- ⑦ 文化芸術活動の担い手としての企業
 - 企業、商工団体、NPO等がメセナ活動を行うための情報提供や仕組みづくりを促進します。

(2) 基本施策2 サントミュージゼを核とした文化の薫る創造都市の実現を目指します

① 文化創造都市としての「創造育成」事業の推進

「文化」が「人」がそして「まち」が育まれるための文化創造拠点施設として、子どもの育成を核に、芸術家や市民の芸術活動を支援するため、創造性豊かな上田オリジナルの「創造育成」事業を提供します。

《基本的な施策》

- ① 「芸術家ふれあい事業」や「子ども育成事業」の開催
 - 学校や公民館などと連携して、身近で親しみある芸術家地域滞在型の活動を通じて、市内の全小学5年生（25校）を対象とした学校訪問「クラスコンサート」や、市内9公民館等での「地域ふれあいコンサート」を実施し、身近に芸術を感じる機会を提供します。
 - 幼・保育園、学校などと連携し、子どもアトリエやお絵かきひろばを中心に、「おもいっきり粘土」「おもいっきり絵の具」体験、「子どもは天才講座」等を随時開催し、子どもたちの自由な発想、感性、創造力を育みます。
- ② 市民が参加する創造公演・体験型講座の開催
 - 芸術家と市民が協働で、一つの舞台作品を創りあげる“創造公演&ワークショップ”を通じて、上田ならではの新しい文化を創造し、発信することを目指すとともに、これからの上田の文化芸術を支える人づくりを行います。
 - 「学校芸術鑑賞会」として、市内の全中学1年生を対象としたオーケストラ演奏会や、市内の全小学校高学年を対象としたミュージカル公演を開催します。
 - 絵画・版画・彫刻・農民美術など、山本鼎記念館が育ててきた地域の市民のための講座を発展的に継承し、市民が創造した作品を展示する、身近で親しみのある展示会を開催します。
 - 地域ゆかりの若手作家や美術作家を目指す高校生などの創造支援や展覧会を開催し、若手作家や未来のアーティストを育成します。
 - 「郷土作家等顕彰事業」として、山本鼎、石井鶴三、ハーリー・k・シゲタ、中村直人、林倭衛など、上田ゆかりの郷土作家を中心に顕彰し、版画芸術等上田らしい美術分野の発展を支援します。
 - サントミュージゼの交流芝生広場や商店街などを使い、若手アーティストを発掘・育成するフェスティバルや市民文化祭を開催し、市民交流を深め、まちなかの賑わいを創出します。

⁹ 上田地域定住自立圏域自治体
上田市、東御市、青木村、長和町、坂城町、立科町、嬭恋村の7市町村

② 市民とともに歩む施設を目指す「市民協働」事業の推進

文化芸術の持つ力で、誇りの持てる街づくりを一層推進するため、サントミュージゼは、市民とともに歩む施設、市民に愛される施設を目指して運営していきます。そのためにも市民の協力や将来を担う人材の育成、市民との情報共有による共感が不可欠です。

《基本的な施策》

① 市民サポーター活動の充実

- 市民サポーター活動の充実を図り、市民参加・協働による開かれたサントミュージゼ運営を推進します。
- 市民講座等を開催し、施設とともに学び、文化芸術の理解者の拡大と運営を支える市民サポーターの養成を図ります。

② 人材育成の推進

- 市民向け「うえだアーツスタッフ・アカデミー」を継続的に開催し、ホール、美術館に関する基礎知識や専門知識を習得する機会を設け、地域と芸術を繋ぐ人材を育成し、地域活動に繋がられるよう支援します。
- 地域や多様な機関（文化庁、県、地域創造、団体、企業、NPO等）と連携しながら事業展開できる、スキルを持ったコーディネーターの育成を図ります。
- 市民自らが自主的に音楽、美術、芸能など多方面の文化芸術活動の成果を発表できる環境を整えるとともに、文化芸術に係る人々のスキルアップを支援します。

③ 積極的な情報発信と情報収集

- サントミュージゼの専用ホームページやSNSの活用、機関誌の発行など、多くの媒体を活用しながら、常に最新の情報を提供するとともに、市民とアーティストを繋ぐ情報提供のツールの開発に努めます。
- 全国の劇場・音楽堂・美術館等の文化拠点、また、アーティスト等とのネットワークによる情報の収集に努めます

③ 魅力ある「鑑賞」事業の推進

文化芸術の拠点施設として、幅広い方々が感動し、文化芸術を身近なものとして感じることができる魅力ある質の高い作品を鑑賞できる機会を提供し、広域からも人々が集まる環境づくりを目指します。

《基本的な施策》

- 全国の文化拠点、また、アーティスト等とのネットワークを充実させていきます。
- 限られた財源の中にあって、魅力ある作品の鑑賞事業を提供するため、企業との共催や企業メセナの受け入れに積極的に取り組み、より質の高い鑑賞事業を提供します。
- アンケートなどを実施するなど、市民ニーズを把握し、魅力ある鑑賞事業や美術展覧会を展開します。
- 郷土作家の顕彰と作品展示、シンポジウム等を通じ、多くの方々により深い理解と親しみを持っていただき、アートを通じた郷土愛を育みます。
- 交流文化芸術センターのホールと市立美術館からなる複合文化施設のメリットを活かし、ホールと市立美術館とのコラボ事業を展開し、付加価値のある鑑賞事業を提供します。



◇大型公演だけでなく、小演劇やコンテンポラリーダンスなどの幅広い魅力ある鑑賞事業の開催



◇全国のオーケストラと提携した質の高い鑑賞事業の開催

資料編

資料 1 施策における満足度と重要度の関係

(第二次上田市総合計画策定に伴う住民アンケートから)

住民アンケートの概要

○アンケート実施期間：平成 26 年 8 月 21 日～9 月 8 日

○アンケート対象及び方法：上田市在住の 18 歳以上の男女を無作為抽出し、
郵送による配布・回収

○アンケート配布数：5,000 通

○回収数：1,987 通

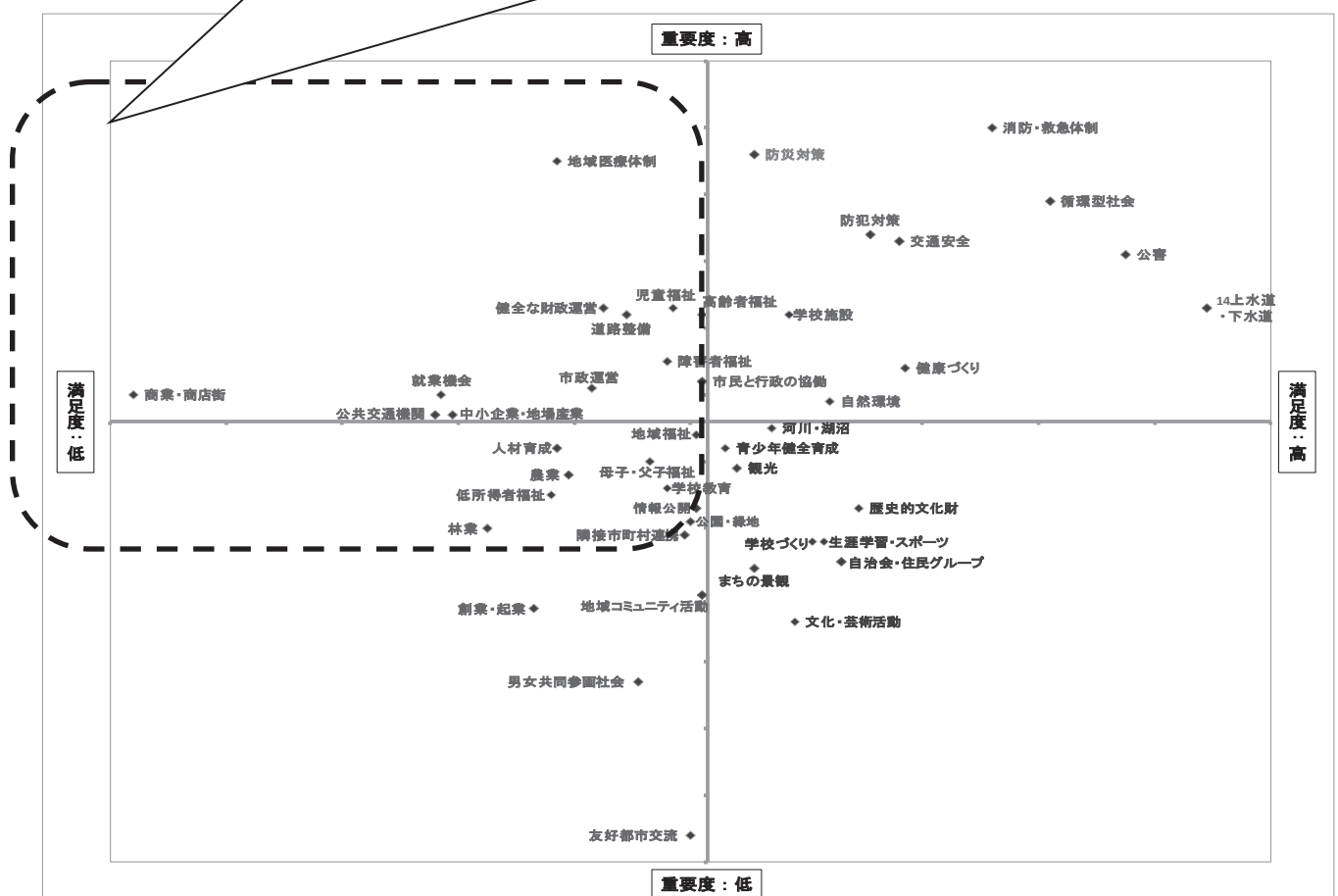
○回収率：39.7%

45 施策について満足度（横軸）と重要度（縦軸）の関係を、以下のグラフのとおり表した。グラフ作成にあたり、各施策に対する得点（満足 2 点、やや満足 1 点、どちらでもない 0 点、やや不満 -1、不満 -2 点）を計算し、満足度、重要度の平均値をそれぞれ縦軸、横軸とした。平均値以上の場合は「満足度・重要度が高い」とし、平均値以下の場合は「満足度・重要度が低い」としている。

特に、「重要度が高い」にも関わらず「満足度が低い」点線のタイプに該当する 12 施策について、優先的に取り組むべき施策といえる。

＜ 重要度が高い／満足度が低い施策 ＞

市民と行政の協働、道路整備、公共交通機関、健全な財政運営、市政運営、商業・商店街、中小企業・地場産業、就業機会、地域医療体制、高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉



資料2 指定文化財一覧

(H27.7.23 現在)

国指定文化財

種別	No.	名称	所有者	指定年月日	員数	時代	内容
重要文化財	建造物	1 安楽寺八角三重塔	安楽寺	S27.3.29	1	鎌倉時代末期	八角三重塔婆、初重裳階付、柿葺、一基、高さ約18.56m
		2 信濃国分寺三重塔	国分寺	M40.8.28	1	室町時代中期	三間三重塔婆、銅板葺、一基、高さ約20.10m
		3 前山寺三重塔	前山寺	T11.4.13	1	室町時代後期	三間三重塔婆、柿葺、一基、高さ約18.07m
		4 法住寺虚空藏堂(附)厨子	法住寺	T11.4.13	2	室町時代	間口三間、奥行四間、入母屋造、こけら葺、折衷様式
		5 中禅寺薬師堂	中禅寺	S11.9.18	1	鎌倉時代前期	桁行三間、梁行三間、宝形造、茅葺、一棟
		6 常楽寺石造多宝塔	常楽寺	S36.3.23	1	鎌倉時代(13世紀)	一基、安山岩、総高274cm
		7 旧常田館製糸場施設	笠原工業(株)	H24.12.28	7	明治36年ほか	7棟、三階繭倉庫、四階繭倉庫、五階繭倉庫、五階鉄筋繭倉庫、撲繭場、事務所兼住宅、文庫蔵
	彫刻	8 木造惟仙和尚坐像	安楽寺	T12.3.28	1	鎌倉時代末期(嘉暦四年 1329)	桧材、寄木造、彩色、玉眼嵌入、一躯、像高74.4cm
		9 木造恵仁和尚坐像	安楽寺	T12.3.28	1	鎌倉時代末期(嘉暦四年 1329)	桧材、寄木造、彩色、玉眼嵌入、一躯、像高75.1cm
		10 薬師如来坐像(附)木造神将立像	中禅寺	T12.3.28	2	平安時代後期(13世紀前半)	ともに一躯、寄木造
		11 銅造観音菩薩立像	長福寺	S15.10.14	1	白鳳時代(7世紀後半)	銅造、一躯、像高36.7cm
	工芸品	12 小文地桐紋付韋胴服	上田市	S51.6.5	1	室町時代後期(16世紀)	一領、鹿なめし革、表(小紋染)、裏(濃茶染)、身丈89.0cm
		13 反射望遠鏡国友一貫齋作(附)覚書	上田市	H24.9.6	2	江戸時代	天保五年作、黄銅製、青銅製、ガラス製
	古文書	14 紙本墨書生島足島神社文書	生島足島神社	S62.6.6	94	室町時代後期から桃山時代前期	94通
	有形民俗文化財	15 染屋焼コレクション	上田市	S39.5.29	66	江戸時代末期から昭和初期	甕・壺類46点、鉢類12点、その他8点 合計66点
		史跡	16 信濃国分寺跡	上田市ほか	S5.11.19	1	奈良時代
	17 上田城跡		上田市ほか	S9.12.28	1	安土桃山時代(天正11年 1583)	111,586㎡
	18 鳥羽山洞窟		深山・岡森・一本木諏訪神社	S53.2.8	1	縄文・古墳時代	古墳時代の墓所跡(曝葬)幅25m、奥行15m
	天然記念物	19 西内シダレクリ自生地	滝沢正一	T9.7.17	1		自生地、上田市平井字上の原一帯
		20 東内シダレエノキ	上田市・下和子区	T9.7.17	1		接木子木(7本)、実生子木(5本)
		21 四阿山の的岩	上田市東御市真田共有財産組合	S15.2.10	1		幅2~3m高さ15m長さ200m 垂直に柱状節理が発達した安山岩の大岩脈

国重要美術品

種別	No.	名称	所有者	指定年月日	員数	時代	内容
絵画	1	板絵着色三浦屋の図	常楽寺	S16.7.23	1	江戸時代(享保15年 1730)	高さ116cm×横170cm
書跡	2	大般若経六百帖箱	常楽寺	S8.7.25	600	南北朝から室町時代	版本444帖及び写本156帖
	3	紙本墨書徳川家康日課念仏	常楽寺	S9.5.18	1	江戸時代(慶長17年 1612)	縦26cm×横140cm

国登録文化財

種別	No.	名称	所有者	指定年月日	員数	時代	内容
建造物	1	上田蚕種協業組合事務所棟	上田蚕種(株)	H9.5.7	1	大正6年(1917)頃	1棟、木造2階建、瓦葺、建築面積764㎡
	2	信州大学繊維学部講堂	信州大学	H10.9.2	1	昭和4年(1929)	1棟、木造2階建、鉄板葺、建築面積357㎡
	3	旧常田幼稚園舎	上田カルディア会	H15.7.1	1	大正8年(1919)	1棟、木造2階建、瓦葺、建築面積194㎡
	4	依水館主屋	上田市	H15.12.1	1	大正7年(1918)	製糸結社、依田社の迎賓館施設、建築面積222.27㎡
	5	花屋ホテル	(株)花屋ホテル	H18.10.18	19	大正7年(1918)他	19棟、木造2階建等、瓦葺
	6	旧草間歯科医院	玉木 大・玉木洋子	H19.7.31	1	大正12年(1923)	1棟 木造2階建、下見板張、寄棟造、棧瓦葺、97.53㎡
	7	飯島商店	(株)飯島商店	H19.10.2	3	明治27年頃(1894)他	3棟 店舗棟 木造3階建、鉄板葺、146㎡ 事務所棟 木造3階建、瓦葺、231㎡ 作業所棟 木造3階建、瓦葺、330㎡
	8	信州大学繊維学部資料館(旧上田蚕糸専門学校貯蔵庫)	信州大学	H25.6.21	1	明治43年(1910)	煉瓦造2階建、瓦葺、建築面積67㎡
	9	信州大学繊維学部守衛所(旧上田蚕糸専門学校門衛詰所)	信州大学	H25.6.21	1	大正元年(1912)/昭和4・39年移築他	木造平屋建、鉄板葺、建築面積24㎡

国選択無形民俗文化財

種別	No.	名称	所有者	指定年月日	員数	時代	内容
無形民俗文化財	1	戸沢のねじ行事	戸沢区	H8.11.28	1	室町時代(伝:永正元年(1504))	「ねじ」は、縁起物などをかたどった食物
	2	別所温泉の岳の幟行事	岳の幟保存会	H9.12.4	1	室町時代(伝:永正元年(1504))	雨乞い行事として地域的特色のある行事
	3	八日堂の蘇民将来符頒布習俗	信濃国分寺・蘇民講	H12.12.25	1	室町時代以降	1月7・8日に六角柱型の護符(蘇民将来符)を頒布

県指定文化財

種別	No.	名称	所有者	指定年月日	員数	時代	内容
建造物	1	上田城(南櫓、北櫓、西櫓)	上田市	S34.11.9	3	江戸時代初期	三棟、桁行五間二重二階建櫓、入母屋造、本瓦葺
	2	金王石造五輪塔	舞田自治会	S49.11.14	1	鎌倉時代初期	一基、総高211cm
	3	西光寺阿弥陀堂	西光寺	S56.12.7	1	室町時代後期(16世紀前半)	一棟、桁行三間(一間吹放し、梁間三間、延面積38.673㎡、木造平屋建、入母屋造妻入、屋根柿葺
	4	生島足島神社歌舞伎舞台	生島足島神社	S61.8.25	1	明治元年(1868)	一棟、木造平屋建、屋根棧瓦葺切妻造

種別	No.	名 称	所 有 者	指定年月日	員数	時 代	内 容
建 造 物	5	文殊堂	天竜寺	S63. 8. 18	1	江戸時代	間口三間、奥行四間、入母屋造、銅板葺
	6	実相院宝篋印塔	実相院	H3. 8. 15	1	南北朝時代 (貞治6年 1367)	総高213. 5cm
	7	信濃国分寺本堂 (薬師堂)	国分寺	H9. 2. 20	1	江戸時代末期 (万延元年 1860)	一棟、桁行八間、梁間五間、単層入母屋造、屋根椼瓦葺
	8	生島足島神社本殿内殿	生島足島神社	H10. 10. 26	1	室町時代後期(16世紀 前期から中期)	一棟、桁行柱間三間、梁間柱間二間、屋根切妻厚板葺
	9	生島足島神社撰社諏訪社本殿 及び門	生島足島神社	H14. 3. 28	2	江戸時代初期 (慶長15年 1610)	一間社流造銅板葺(元こけら葺)
10	旧倉沢家住宅主屋及び客座敷	上田市	H17. 3. 28	7	17世紀中期～19世紀 前期	主屋(木造平屋建茅葺・寄棟造)・客座敷・表門・文 庫蔵・土蔵・倉庫・普請文書	
絵 画	11	正保の信濃国絵図	上田市	S49. 11. 14	1	江戸時代初期 (正保4年 1647)	一枚、縦854cm×横464cm
	12	絹本着色綱敷天神像	常楽寺	H17. 3. 28	1	応永12年(1405)	一幅 軸副装：画面(縦69. 0cm、横36. 2cm)・軸(縦 169. 5cm、横50. 8cm)、菅原道真像(綱敷天神像)
彫 刻	13	木造阿弥陀如来像 (附) 造内納入品一括	霊泉寺	S55. 3. 13	2	南北朝時代	寄木造、1軀、像高96cm
	14	中禅寺木造金剛力士立像	中禅寺	H13. 3. 29	2	平安時代末	桂材(一部松材)、寄木造、阿吽一對、像高：阿形 219cm、吽形222cm
工 芸 品	15	太刀	上田市	S40. 1. 14	1	江戸時代末期 (弘化4年 1847)	一口、刀身97. 5cm、反り2. 1cm、山浦壽昌作
	16	刀	斎藤武司	S41. 3. 17	1	江戸時代末期 (嘉永2年 1849)	一口、刀身72. 7cm、反り1. 8cm、清源麿作
資 考 料 古	17	唐沢B遺跡出土品	上田市	H12. 9. 21	32	縄文時代初期	石斧、尖頭器等の石器32点
	18	鳥羽山洞窟遺跡出土品	上田市	H19. 1. 11	247	縄文から古墳時代	恵器、石剣、銅劍、鉄剣、鹿角装刀子、鉄製馬具等
史 跡	19	真田氏館跡	上田市ほか	S42. 10. 23	1	戦国時代	真田氏の真田郷在住時代の居館跡 東辺80m 西辺130 m 北辺150m 南辺160m
	20	戸石・米山城跡	私有42名	S44. 5. 15	2	室町時代後期	28, 818㎡、米山城を含む
	21	塩田城跡	私有46名	S45. 4. 13	1	鎌倉から戦国時代	146, 038㎡
	22	菅平唐沢岩陰遺跡	上田市東御市真田 共有財産組合	S48. 3. 12	1		標高1240m 幅15m 奥行2m 高さ3mの岩陰
天 然 記 念 物	23	菅平のツキヌキノウ自生地	菅平牧場畜産共同 組合	S35. 2. 11	1		スイカズラ科ツキヌキノウ属 多年草 高さ70～90cm
	24	小泉・下塩尻・南条岩鼻の モイワズナ等	法人3及び私有8名	S49. 1. 17	2		104, 469㎡(うち上田市83, 960㎡) モイワズナ(アブラナ科)が生育、シンバク・シモ フリナデシロが生自、チョウゲンボウ(ハヤブサ科)が生息
	25	小泉のシナノイルカ	高仙寺	S49. 11. 14	1	約1, 400万年前	化石、長さ1. 2m

市指定文化財

種別	No.	名 称	所 有 者	指定年月日	員数	No.	名 称	所 有 者	指定年月日	員数
建 造 物	1	荒神宮本殿	荒神宮	S43. 4. 25	1	19	塩野神社廻り舞台	保野自治会	S58. 4. 8	1
	2	石造五輪塔 (二基)	下塩尻自治会	S43. 4. 25	2	20	荒神宮石造五輪塔	荒神宮	S59. 4. 9	1
	3	願行寺四脚門	願行寺	S43. 4. 25	1	21	常楽寺石造多層塔	常楽寺	S59. 4. 9	1
	4	上田藩主居館表門及び土塀・濠・土塁	長野県	S44. 5. 9	1	22	安曾甚太夫五輪塔	関田 博	S59. 4. 9	2
	5	霊泉寺五輪塔	霊泉寺	S45. 1. 1	1	23	上田原石造五輪塔	倉橋 勲	S61. 6. 5	1
	6	竹の花五輪塔	成沢しげ子	S45. 1. 1	1	24	太郎山神社本殿	太郎山並太郎山神 社保存会	H1. 10. 9	1
	7	奈良尾石造多重塔(弥勒仏塔)	奈良尾自治会	S45. 6. 5	1	25	妙見寺 鳴龍	妙見寺	H1. 12. 20	1
	8	信濃国分寺石造多宝塔	国分寺	S46. 4. 8	1	26	五加八幡神社石燈籠	五加自治会	H2. 2. 20	1
	9	安楽寺経蔵(附) 八角輪蔵	安楽寺	S46. 6. 5	2	27	塩野神社拜殿及び本殿	東・西前山 岡自治会	H3. 9. 12	2
	10	中原宝篋印塔	中原区	S47. 4. 1	1	28	平井諏訪神社奉納殿	西内崇敬会	H4. 3. 26	1
	11	安良居神社本殿	上丸子区	S47. 7. 1	1	29	旧上田市立図書館	上田市	H5. 2. 3	1
	12	中禅寺石造五輪塔	中禅寺	S48. 4. 9	1	30	旧宣教師館	上田市	H5. 5. 6	1
	13	東昌寺鐘楼	東昌寺	S49. 6. 5	1	31	別所神社本殿	別所神社	H6. 11. 1	1
	14	弾正塚宝篋印塔	半田清重ほか	S50. 10. 1	1	32	カネタの煙突	土屋勲彦	H7. 8. 29	1
	15	日吉社の社殿	大宮諏訪神社氏子	S51. 6. 19	1	33	常楽寺本堂	常楽寺	H9. 4. 9	1
	16	南方薬師堂	南方区	S52. 11. 28	1	34	全芳院本堂	全芳院	H17. 1. 28	1
	17	小泉大日堂	高仙寺	S56. 4. 8	1	35	依水館客殿及び玄関	上田市	H18. 1. 27	2
	18	宗吽寺石幢	宗吽寺	S57. 4. 13	1	36	笠原工業常田館製糸場	笠原工業(株)	H22. 2. 19	8
絵 画	37	紙本着色花鳥人物屏風	竜光院	S44. 6. 5	2	42	絹本着色藤娘と鬼の念仏絵	常楽寺	S52. 3. 18	1
	38	板絵着色劉備檀溪渡河の図	常楽寺	S47. 6. 8	1	43	板絵着色絵馬富士の巻狩り	富士嶽神社	S55. 4. 8	1
	39	板絵着色踊り念仏と六歌仙図	常楽寺	S47. 6. 8	1	44	仏生誕・涅槃図	藤原田区	S57. 3. 14	2
	40	絹本着色聖観音画像	常楽寺	S48. 4. 9	1	45	紺屋町八幡社絵馬	紺屋町八幡社	S60. 9. 6	2
	41	絹本着色愛染明王画像	常楽寺	S48. 4. 9	1					
彫 刻	46	銅造善光寺如来一光三尊立像	願行寺	S43. 4. 25	3	49	弥勒菩薩坐像	鳥屋区	S46. 2. 15	1
	47	長泉寺板碑	長泉寺	S45. 1. 1	1	50	木造馬頭観音坐像	実相院	S47. 4. 1	1
	48	聖観音立像	小沢根区	S46. 2. 15	1	51	木造十一面観音立像	実相院	S47. 4. 1	1

種別	No.	名 称	所 有 者	指定年月日	員数	No.	名 称	所 有 者	指定年月日	員数
彫 刻	52	木造僧形坐像	横沢区	S47. 4. 1	1	61	木製鬼板	手塚八幡社	S56. 3. 6	2
	53	尾野山木造千手観音立像	尾野山区	S47. 7. 1	1	62	藤原田木造千手観音坐像	藤原田区	S57. 3. 14	1
	54	木造阿弥陀如来立像	芳泉寺	S49. 6. 5	1	63	木造狛犬	塩野神社	S57. 4. 13	2
	55	南方荒野板碑	吉池善一	S53. 12. 27	2	64	双体道祖神	鳥屋区	H6. 3. 18	1
	56	石造大姥坐像	富士嶽神社	S55. 4. 8	1	65	掌善掌悪の碑	妙見寺	H6. 3. 18	2
	57	木造獅子頭	塩野神社	S55. 4. 8	2	66	石幢	正念寺	H6. 3. 18	1
	58	木造狛犬	生島足島神社	S55. 4. 8	2	67	木造菩薩立像	願行寺	H6. 11. 1	1
	59	木造薬師如来立像	馬背神社	S56. 2. 6	1	68	木造阿弥陀如来坐像	耕雲寺	H12. 4. 26	1
	60	木造狛犬	馬背神社	S56. 3. 6	2	69	西光寺金剛力士像	西光寺	H13. 9. 13	2
工 芸 品	70	銅製鱈口	観音寺	S43. 4. 25	1	80	銅製孔雀文磬	高仙寺	S49. 6. 5	1
	71	銅製雲板	陽泰寺	S43. 4. 25	1	81	東昌寺僧具	東昌寺	S53. 4. 8	7
	72	灰釉四耳壺	深区神社	S44. 5. 9	1	82	鑄銅製御正躰	日輪寺	S54. 4. 9	1
	73	褐色緞唐冠崩し当世具足	上田市	S44. 5. 9	1	83	鉄製湯釜	生島足島神社	S55. 4. 8	6
	74	紺糸緞白熊毛当世具足	上田市	S44. 5. 9	1	84	刀 糸巻太刀拵付	菅平区	S56. 6. 26	2
	75	杏掛家蹴鞠資料	杏掛信敏	S45. 5. 11	49	85	銅製陣鐘	依田越夫	S58. 4. 8	1
	76	銅製鱈口	中禅寺	S45. 6. 5	1	86	銅製鉦鼓	荒井区	H8. 6. 25	1
	77	紺糸緞金剛力士頭当世具足	上田市	S46. 4. 8	1	87	銅製雲板	丸山咲男	H8. 6. 25	1
	78	木造百万塔	常楽寺	S48. 4. 9	1	88	銅製十一面観音像御正体	三島神社氏子	H20. 6. 24	1
79	銅製御正躰（懸仏）	高仙寺	S49. 6. 5	1						
書 跡	89	佐久間象山書五反幟	五加八幡社	S44. 6. 5	2	91	加舎白雄自筆酒中仙屏風	小林智恵子	H2. 2. 20	1
	90	加舎白雄自筆画賛屏風	小林智恵子	H2. 2. 20	1					
古 文 書	92	海野町柳沢家日記（本陣日記）	柳沢暢宏	S44. 5. 9	146	102	紙本墨書武田信玄朱印状（小泉家）	小泉重幸	S55. 4. 8	1
	93	原町滝沢家日記（問屋日記）	滝沢助右衛門	S44. 5. 9	157	103	野倉惣帳	野倉自治会	S56. 3. 6	1
	94	元禄信濃国絵図	上田市	S44. 5. 9	1	104	信濃国分寺勸進帳	国分寺	S57. 4. 13	11
	95	黄檗版蔵経	安楽寺	S44. 6. 5	7334	105	天保信濃国絵図	上田市	S58. 4. 8	15
	96	紙本墨書武田信玄の朱印状	塩野神社	S45. 6. 5	1	106	真田氏文書	山家神社・信綱寺・ 夷相院・上田市	S59. 8. 31	17
	97	紙本墨書武田勝頼の朱印状	前山寺	S45. 6. 5	1	107	上田藩村明細帳	横関武夫	S61. 6. 5	77
	98	紙本墨書開善寺宛武田信玄判物	海禅寺	S54. 4. 9	1	108	午頭天王祭文	国分寺	H7. 12. 7	1
	99	紙本墨書開善寺宛武田信玄寄進状	海禅寺	S54. 4. 9	1	109	真田氏給人知行地檢地帳	清水 潤	H11. 3. 26	1
	100	紙本墨書武田信玄朱印状	向源寺	S54. 4. 9	1	110	安楽寺蘭溪道隆尺牘	安楽寺	H17. 9. 28	1
	101	紙本墨書武田信玄朱印状（西光寺宛）	西光寺	S55. 4. 8	1					
資 歴 料 史	111	小山真夫調査野帳	小山 直	S50. 11. 13	26	113	岩谷堂法蔵寺奉加帳	宝蔵寺	H9. 12. 24	1
	112	赤松小三郎佩刀	上田市	S58. 4. 8	1	114	蔵前の大楨	桜井 章	H24. 10. 19	1
考 古 資 料	115	石器	滝沢のぶ子	S50. 10. 1	614	119	銅印	上田市	H25. 3. 14	1
	116	巴形銅器	小山 直	S50. 11. 13	1	120	鉄鑿	上田市	H25. 3. 14	1
	117	雁石遺跡魚形土製品	上田市	H10. 6. 30	1	121	鉄矛	上田市	H27. 7. 23	1
	118	銅三尊仏	上田市	H25. 3. 14	1					
芸 能	122	尾野山三頭獅子	尾野山区無形文化財保存会	S51. 7. 30	1	124	腰越諏訪神社御柱祭御練り	腰越御練り保存会	H4. 3. 26	1
	123	尾野山式三番叟	尾野山区無形文化財保存会	S53. 12. 27	1	125	依田神社大神楽獅子舞	御嶽堂依田神社大神楽保存会	H5. 8. 19	1
有 形 民 俗 文 化 財	126	蘇民将来符	国分寺及び檀信徒	S43. 4. 25	1	133	円座（いつつあ）	内藤良典	S55. 4. 8	1
	127	八日堂縁日図	国分寺	S43. 4. 25	1	134	男石神社絵馬	赤坂自治会	S58. 4. 8	71
	128	板碑	佐藤邦子	S44. 5. 9	10	135	地芝居引幕	野倉自治会	S61. 6. 5	6
	129	藤本蚕種株式会社保存繭標本	上田市	S44. 5. 9	2500	136	お舟の天王山車	海野町自治会	S61. 8. 5	1
	130	浜村家能面狂言面	上田市	S46. 4. 8	70	137	下丸子釈迦涅槃図	下丸子区	H6. 8. 29	1
	131	能衣装上田縞小格子厚板	上田市	S46. 4. 8	1	138	祇園祭礼屏風	上田市	H15. 10. 9	2
132	五位塚の板碑	上室賀自治会	S47. 4. 1	3	139	三島神社の円座（いつつあ）	三島平区	H18. 1. 27	3	

種別	No.	名 称	所 有 者	指定年月日	員数	No.	名 称	所 有 者	指定年月日	員数
無形民俗文化財	140	常田獅子	常田獅子保存会	S43. 4. 24	1	147	前山三頭獅子	東前山獅子保存会	H1. 3. 8	1
	141	房山獅子	房山獅子保存会	S43. 4. 24	1	148	上室賀三頭獅子	室賀水上神社三頭獅子ささら保存会	H5. 2. 3	1
	142	岳の幟	岳の幟保存会	S44. 6. 5	1	149	下室賀三頭獅子	下室賀自治会	H5. 5. 6	1
	143	保野の祇園祭	保野祇園祭保存会	S44. 6. 5	1	150	太郎山神社太々神楽	太郎山神社太々神楽保存会	H7. 12. 7	1
	144	子檀嶺神社御柱祭行事	子檀嶺神社氏子	S46. 2. 15	1	151	下之郷三頭獅子	下之郷三頭獅子舞保存会	H11. 2. 9	1
	145	三ッ頭獅子	旧上原区三ッ頭獅子保存会	S54. 5. 1	1	152	横道の十九夜講	横道三区	H12. 4. 26	1
史跡	146	氷上王子神社大神楽獅子舞	氷上王子神社神楽保存会	S56. 3. 6	1	153	一心神社祭典行事	一心神社氏子	H13. 12. 20	1
	154	赤坂將軍塚古墳	赤坂自治会	S43. 4. 24	1	177	新屋古墳	湯本陸雄	S48. 4. 9	1
	155	二子塚古墳(前方後円墳)	二子神社	S43. 4. 25	1	178	皇子塚古墳	八幡社氏子会	S48. 4. 9	1
	156	下青木吉田原古墳	下青木自治会	S44. 5. 9	1	179	日向畑遺跡	上田市	S50. 4. 1	1
	157	秋和大蔵京古墳	豊秋霧原野神社	S44. 5. 9	1	180	藤沢古墳1号・2号	横沢文二・柳沢治男	S50. 10. 1	2
	158	活文禪師遺跡1号 毘沙門堂	上田市	S44. 5. 9	1	181	塚穴原第1号古墳	上田市	S53. 4. 8	1
	159	活文禪師遺跡2号 龍洞院敷地及び遺墨・遺品・文書	龍洞院	S44. 5. 9	1	182	赤松小三郎遺髪(墓)	月窓寺	S53. 4. 8	1
	160	活門禪師遺跡3号 岩門大日堂跡	岩門自治会	S44. 5. 9	1	183	成沢寛経翁奥城(墓)	日輪寺	S53. 4. 8	1
	161	辰ノ口高塚	青木一之	S45. 1. 1	1	184	竹内吾吾武信の墓	呈蓮寺	S53. 4. 8	1
	162	小松姫(真田信之室)の墓	芳泉寺	S45. 5. 11	1	185	神宮寺古墳	岸田寛道	S55. 4. 8	1
	163	岩谷堂岩窟古墳	宝蔵寺	S46. 3. 1	1	186	東馬焼窯跡	林 義男	S56. 3. 6	1
	164	王子塚古墳	王子神社	S46. 4. 8	1	187	仙石家霊廟	芳泉寺	S56. 4. 8	2
	165	寒松院(真田昌幸室)の墓	大輪寺	S46. 4. 8	1	188	仙石家本陽寺墓所	本陽寺	S56. 4. 8	1
	166	岡城跡	水沢武彦氏他14名	S47. 4. 1	1	189	矢花の七つ塚	竹花一雄他2名	S57. 4. 13	4
	167	広山寺古墳	広山寺	S47. 4. 1	1	190	畑山発電所跡	香山祐三郎	S57. 4. 13	1
	168	真田氏本城跡	十林寺区ほか	S47. 4. 1	1	191	弘長三年光明寺建立碑	長谷寺	S58. 3. 7	1
	169	松尾城跡	横沢区ほか	S47. 4. 1	1	192	岩井観音堂再建碑	長谷寺	S58. 3. 7	1
	170	天白城跡	赤井区ほか	S47. 4. 1	1	193	塚穴古墳	赤坂自治会	S58. 4. 8	1
	171	横尾城跡・内小屋城跡	横尾区ほか	S47. 4. 1	2	194	舟窪古墳群	上田市	S60. 9. 6	5
	172	根小屋城跡	曲尾区ほか	S47. 4. 1	1	195	タタラ塚古墳	長野県	S63. 3. 7	1
173	洗馬城跡	中村今朝英ほか	S47. 4. 1	1	196	徳邦和尚火定の跡	大円寺	H1. 3. 8	1	
174	真田幸隆・昌幸の墓	長谷寺	S47. 4. 1	3	197	中山城跡	小沢根区	H13. 12. 20	1	
175	真田信綱の墓	信綱寺	S47. 4. 1	2	198	浦野城跡・御射山祭広庭跡	地元所有者ほか	H23. 2. 8	7	
176	他田塚古墳	上田市	S47. 6. 8	1						
名勝	199	岩屋観音洞窟	横沢区	S54. 5. 1	1	203	天狗の欄干	国(東信森林管理所)	S54. 5. 1	1
	200	シシの牢	国(東信森林管理所)	S54. 5. 1	1	204	鬼ヶ城	国(東信森林管理所)	S54. 5. 1	1
	201	鬼の門	国(東信森林管理所)	S54. 5. 1	1	205	鴻の巣	上田市	H10. 11. 18	1
	202	アラ板の岩壁とネンボウ岩	国(東信森林管理所)	S54. 5. 1	2					
天然記念物	206	科野大宮社社叢	科野大宮社	S44. 5. 9	1	222	石割りのアオナシ	上田市	S54. 5. 1	1
	207	大星神社社叢	大星神社	S44. 5. 9	1	223	信広寺のシダレザクラ	信廣寺	S54. 10. 24	1
	208	枕状溶岩露出地	上田建設事務所	S46. 3. 1	1	224	大布施のヒガンザクラ	橋詰清門	S54. 10. 24	1
	209	菅平湿原のクロサンショウウオ		S47. 4. 1	1	225	南方荒野ビャクシン	吉池善一	S55. 4. 26	2
	210	大日向の二形カエデ	野村勝太郎	S47. 4. 1	1	226	菅平口の枕状溶岩	一之瀬卓ほか	S57. 1. 20	1
	211	穴沢弾正塚の一本松	半田清重ほか	S47. 4. 1	1	227	山家神社社叢	山家神社	S57. 3. 2	1
	212	下小寺尾のカツラの木	宮下一太郎	S47. 4. 27	1	228	番匠のカツラ	荻原栄次	S58. 7. 15	1
	213	大宮諏訪神社のサワラの木	大宮諏訪神社氏子	S47. 4. 27	1	229	桑の木	上田市	S60. 9. 6	1
	214	武石	信廣寺・上田市	S47. 4. 27	1	230	大笹街道のシナノキ群	菅平牧場畜産協同組合ほか	S63. 12. 20	5
	215	ナンジャモンジャの木	上塩尻自治会	S48. 4. 9	1	231	緑籬石	上田市	H1. 12. 20	1
	216	愛染カツラ	常楽寺	S49. 6. 5	1	232	大六のケヤキ	石神自治会	H4. 5. 13	1
	217	出早雄神社社叢	下原・上原・大畑区	S50. 10. 1	1	233	岩谷堂エドヒガン	宝蔵寺	H9. 12. 24	1
	218	駒形神社のトチの木	余里区	S51. 6. 19	1	234	ちがいの産地	(宗)前山寺・東前山生産森林組合	H10. 5. 15	2
	219	天神宮のケヤキ	岩下自治会	S52. 3. 18	2	235	ニホンオオカミの頭骨	上田高等学校	H18. 2. 16	1
	220	高仙寺参道並木	高仙寺	S54. 4. 9	1	236	マダラヤンマ及びその生息地	上田市	H18. 2. 16	2
221	前山寺参道並木	上田市	S54. 4. 9	1						

資料3 市内文化施設、社会教育施設一覧

■ホール等

施設名等	開館時間等	概要
上田市交流文化芸術センター (サントミュージゼ) 天神三丁目15番15号 TEL27-2000	【開館時間】 午前9時～午後10時 ※受付 午前9時～午後5時 【休館日】 火曜日、(火曜日が祝日の場合はその翌日) 12/29～1/3	○大ホール 固定席 1,530席 (1階席 1,002席 2階席 274席 3階席 254席) ○小ホール 固定席 320席 (1階席 288席 バルコニー席 32席) ○大スタジオ 床面積 250㎡ ○中スタジオ、スタジオ1～4、 多目的ルーム、第1会議室、 和室
上田文化会館 材木町1-2-3 TEL22-0760	【開館時間】 午前9時～午後10時 【休館日】 月曜日、祝日の翌日、 12/29～1/3	○ホール 固定席 502席 ○練習室・楽屋・展示室
上田創造館 上田原1640 TEL23-1111	【開館時間】 午前9時～午後10時 【休館日】 12/29～1/3 定期清掃日(年3回)	○ホール ○会議室・楽屋・展示室・ プラネタリウム
丸子文化会館 上丸子1488 TEL42-0001	【開館時間】 午前9時～午後10時 【休館日】 月曜日、祝日の翌日、 12/29～1/3	○セレスホール(大ホール) 固定席 808席 ○小ホール 移動席 306席 ○会議室・展示室
信州国際音楽村 生田2937-1 TEL42-3436	【開館時間】 午前9時～午後10時 【休館日】 月曜日(休日の場合は開館)、 年末年始、施設点検日	○ホールこだま 最大 300席 控室2室、準備室4室 ○生涯学習の里研修センター 研修棟 談話室、研修室等 宿泊棟 談話室(3人)4室、 洋室(4人)8室 ○公園 芝生広場、四阿

■美術館

施設名等	開館時間等	概要
上田市立美術館 (サントミュージゼ) 天神三丁目 15 番 15 号 TEL 27-2300	【開館時間】 午前 9 時～午後 5 時 【休館日】 火曜日（祝日の場合は翌日）、 12/29～1/3	○収蔵資料 5,810 点 ○企画展示室 床面積 424 m ² ○常設展示室 床面積 272 m ² ○市民アトリエ・ギャラリー、 アトリエ、子どもアトリエ

■登録博物館

施設名等	開館時間等	概要
上田市立博物館 二の丸 3-3 TEL 22-1274	【開館時間】 午前 8 時 30 分～午後 5 時 【休館日】 水曜日、祝日の翌日、年末年始	○収蔵資料 144,881 点 ○延面積 1,572 m ²
上田市立信濃国分寺資料館 国分 1125 TEL 27-8706	【開館時間】 午前 8 時 30 分～午後 5 時 【休館日】 水曜日、祝日の翌日、年末年始	○収蔵資料 143,484 点 ○延面積 2,004 m ²
丸子郷土博物館 東内 2564-1 TEL 42-2158	【開館時間】 午前 9 時～午後 5 時 【休館日】 月曜日、祝日の翌日、年末年始	○収蔵資料 122,422 点 ○延面積 921.02 m ²

■博物館類似施設

施設名等	開館時間等	概要
池波正太郎真田太平記館 中央 3-7-3 TEL 27-7100	【開館時間】 午前 10 時～午後 6 時 【休館日】 水曜日、祝日の翌日、年末年始	○本館 1F 交流サロン、企画展示室 ○本館 2F 池波正太郎コーナー、真田太 平記コーナー ○蔵 ガallery、シアター
真田氏歴史館 真田町本原 2984-1 TEL 72-4344	【開館時間】 午前 9 時～午後 4 時 【休館日】 火曜日、年末年始	○展示室、甲冑

菅平高原自然館 菅平高原 1223-2276 TEL 74-2438	【開館時期・時間】 6月～9月午前9時～午後4時 【休館日】 火曜日	○展示室 ○駐車場 80台、大型15台
武石ともしび博物館 下武石 1902-4 TEL 85-2474	【開館時間】 午前9時～午後4時 【休館日】 月曜日、祝日の翌日、 冬季（12/29～3/31）	○収蔵資料 2,125点 ○延面積 742.6㎡ ○展示館、伝承館、茶室、 休憩室

■公民館

施設名等	開館時間等	概要
中央公民館 材木町 1-2-3 TEL 22-0760	【開館時間】 午前9時～午後10時 【休館日】 月曜日、祝日の翌日、 12/29～1/3	○建築延床面積 1,836.5㎡ ○大会議室、第1会議室、第2 会議室、第3会議室、第4会 議室、美術工作室、料理実習 室、視聴覚室、第1学習室、 第2学習室
西部公民館 常磐城 5-1-44 TEL 27-7544	【開館時間】 午前9時～午後10時 窓口業務 平日午前8時30分 ～午後5時15分 【休館日】 12/29～1/3	○建築延床面積 711.85㎡ ○大ホール、講義室、和室第1 会議室、和室第2会議室、料 理教室
城南公民館 (城南解放会館と併設) 中之条 460 TEL 27-7618	【開館時間】 午前9時～午後10時 窓口業務 平日午前8時30分 ～午後5時15分 【休館日】 12/29～1/3	○建築延床面積 1,567.00㎡ ○大ホール、図書・地域交流ス ペース、料理実習室、授乳室、 第1学習室（子育て交流室）、 まちづくり活動拠点会議室、 多目的室、第2学習室、第3 学習室、第4学習室、第5学 習室（郷土資料学習室）、和 室会議室、相談室、美術工作 室、陶芸室
上野が丘公民館 住吉 378-1 TEL 24-0659	【開館時間】 午前9時～午後10時 窓口業務 平日午前8時30分 ～午後5時15分 【休館日】 12/29～1/3	○建築延床面積 1,514.55㎡ ○大ホール、多目的ホール、和 室第1会議室、和室第2会議 室、第1学習室、第2学習室、 第3学習室（保育室）、料理 研修室、第1美術工作室、第 2美術工作室、地域交流室

<p>塩田公民館 (塩田解放会館と併設、塩田地域自治センターとの複合館) 中野 20 Tel 38-6883</p>	<p>【開館時間】 午前 9 時～午後 10 時 窓口業務 平日午前 8 時 30 分 ～午後 5 時 15 分 【休館日】 12/29～1/3</p>	<p>○建築延床面積 1,559 m² ○大ホール、小ホール、第 1 学習室、第 2 学習室、第 3 学習室、和室第 1 会議室、和室第 2 会議室、料理実習室、陶芸室</p>
<p>川西公民館 (川西地域自治センターとの複合館) 小泉 863-1 Tel 22-5004</p>	<p>【開館時間】 午前 9 時～午後 10 時 窓口業務 平日午前 8 時 30 分 ～午後 5 時 15 分 【休館日】 12/29～1/3</p>	<p>○建築延床面積 1,124.15 m² ○大ホール、多目的ホール、第 1 学習室、第 2 学習室、和室第 1 会議室、和室第 2 会議室、料理実習室、美術工作室、図書コーナー、相談室、授乳室</p>
<p>丸子公民館 上丸子 1592-2 Tel 42-3147</p>	<p>【開館時間】 午前 9 時～午後 10 時 窓口業務 平日午前 8 時 30 分 ～午後 5 時 15 分 【休館日】 12/29～1/3</p>	<p>○建築延床面積 1,201.72 m² ○第 1 研修室、第 2 研修室、和室、第 1 会議室、第 2 会議室、第 3 会議室、無垢の家</p>
<p>真田中央公民館 真田町長 7199-1 Tel 72-2655</p>	<p>【開館時間】 午前 9 時～午後 9 時 30 分 窓口業務 平日午前 8 時 30 分 ～午後 9 時 15 分 火曜日のみ午後 5 時 15 分まで 【休館日】 12/29～1/3</p>	<p>○建築延床面積 2,216 m² ○大ホール、第 1 会議室、第 2 会議室、展示室、郷土資料室、小会議室、和室</p>
<p>武石公民館 下武石 740 Tel 85-2030</p>	<p>【開館時間】 午前 9 時～午後 10 時 窓口業務 平日午前 8 時 30 分 ～午後 5 時 15 分 【休館日】 12/29～1/3</p>	<p>○建築延床面積 2,111 m² ○コミュニティーホール、第 1 会議室、第 2 会議室、第 3 会議室、第 4 会議室、第 5 会議室、第 6 会議室、第 7 会議室、第 8 会議室、調理室、図書室</p>
<p>神川地区公民館 国分 421-1 Tel 25-1682</p>	<p>【開館時間】 午前 9 時～午後 10 時 窓口業務 平日午前 9 時 ～午後 4 時 【休館日】 12/29～1/3</p>	<p>○建築延床面積 623.5 m² ○大ホール、視聴覚室、図書室、和室第 1 会議室、和室第 2 会議室、和室第 3 会議室、調理実習室</p>
<p>塩尻地区公民館 上塩尻 253-1 Tel 27-9836</p>	<p>【開館時間】 午前 8 時 30 分～午後 10 時 窓口業務 平日午前 8 時 30 分 ～午後 5 時 15 分 【休館日】 12/29～1/3</p>	<p>○建築延床面積 657.71 m² ○大ホール、第 1 学習室、第 2 学習室、和室第 1 会議室、和室第 2 会議室、和室第 3 会議室、料理教室</p>

■図書館

施設名等	開館時間等	概要
<p>上田図書館 材木町 1-2-47 Tel 22-0880</p>	<p>【開館時間】 火～金曜日午前 9 時～ 午後 6 時 30 分 土・日曜日午前 9 時～午後 5 時 【休館日】 月曜日、祝日（この日が月曜日 又は火曜日にあたる場合は、不 定休となります。）、館内整理日、 年末年始、特別整理期間 （6 月のおおむね 9 日間）</p>	<p>○建物面積 1,974 m² ○蔵書冊数（H26） 274,855 冊 （移動図書） 13,929 冊</p>
<p>創造館分室 上田原 1640 番地 （上田創造館 3 階） Tel 27-1758</p>	<p>【開館時間】 火～金曜日午前 9 時～午後 6 時 土・日曜日午前 9 時～午後 5 時 【休館日】 月曜日、祝日（この日が月曜日 又は火曜日にあたる場合は、不 定休となります。）、館内整理日、 年末年始、特別整理期間</p>	<p>○蔵書冊数（H26） 29,897 冊</p>
<p>上田情報ライブラリー 天神 1-8-1 Tel 29-0210</p>	<p>【開館時間】 平日午前 10 時～午後 8 時 30 分 土日・祝日午前 10 時～午後 6 時 【休館日】 火曜日、祝日の翌日、 館内整理日、 年末年始、特別整理期間</p>	<p>○建物面積 1,125 m²（7 階倉庫部分含む） ○蔵書冊数（H26） 58,489 冊</p>
<p>丸子図書館 中丸子 1771-11 Tel 42-2414</p>	<p>【開館時間】 火～金曜日午前 9 時～ 午後 6 時 30 分 土日・祝日午前 9 時～午後 5 時 【休館日】 月曜日、金曜の祝日（祝日が月 ～木曜日の場合は前週の金曜 日）、館内整理日、年末年始、 特別整理期間</p>	<p>○建物面積 1,639.80 m² ○蔵書冊数（H26） 96,105 冊 （移動図書） 12,560 冊</p>

<p>真田図書館 真田町長 7178-1 TEL 72-8080</p>	<p>【開館時間】 火～金曜日午前 9 時～ 午後 6 時 30 分 土・日曜日午前 9 時～午後 5 時 【休館日】 月曜日、祝日（この日が月曜日にあたる場合は、不定休となります。）、館内整理日、年末年始、特別整理期間</p>	<p>○建物面積 1,367 m²（真田地域自治センター共用部分含む） ○蔵書冊数（H26） 50,190冊</p>
--	--	---

資料4 基本構想策定の経過等

1 経過

年月	策定委員会	その他の経過
平成27年 9月	9月1日 第1回策定委員会 ・正副会長の選出 ・諮問 ・策定委員会の運営方針について ・基本構想の構成及び骨子について ・今後のスケジュールについて 9月30日 第2回策定委員会 ・現状と課題について	9月30日 ・第二次上田市総合計画議決
10月	10月28日 第3回策定委員会 ・現状と課題について（まとめ） ・基本的施策の検討について	
12月	12月3日 第4回策定委員会 ・基本構想（素案）について	
平成28年 1月	1月13日 第5回策定委員会 ・意見募集結果について 1月14日 中間答申	・行政資料コーナー、市ホームページなどで素案を公表。広報1月16日号で素案への意見募集（1月22日～2月5日）
3月	3月3日 第6回策定委員会 ・基本構想（案）について 3月11日 最終答申 3月15日 基本構想策定	

2 諮問・答申

平成 27 年 9 月 1 日

第二次上田市文化芸術振興に関する基本構想策定委員会長 様

上田市教育委員会
教育長 小林 一 雄

諮 問 書

上田市文化芸術振興に関する基本構想策定委員会設置要綱第 2 条の規程により、下記事項について諮問申し上げます。

記

第二次上田市文化芸術振興に関する基本構想について

平成 28 年 3 月 11 日

上田市教育委員会
教育長 小林 一 雄 様

第二次上田市文化芸術振興に関する基本構想策定委員会
会長 児玉卓文

第二次上田市文化芸術振興に関する基本構想の策定について（答申）

平成 27 年 9 月 1 日付け 27 文第 716 号で貴職から諮問された、第二次上田市文化芸術振興に関する基本構想の策定について、本策定委員会は、慎重に検討してまいりました。その結果を別冊のとおり答申します。

資料5 第二次上田市文化芸術振興に関する基本構想策定委員会委員名簿

(敬称略)

委員氏名	選出区分・所属団体等
会長 児玉 卓文	元文化財保護審議会委員
副会長 岩下 郁子	上田市文化少年団
上沢 一栄	公 募
大滝 博子	上田市文化芸術協会
小林 一博	長野大学環境ツーリズム学科教授
小宮山千佐	上田市博物館協議会
竹花のり子	上田市社会教育委員
津村 卓	上田市交流文化芸術センター館長兼チーフプロデューサー
畑中 浩美	上田市校長会
間島 博徳	東信美術会
増田 榮美	上田女子短期大学総合文化学科准教授
松橋 敏生	真田町文化協会
南村 昭夫	(一財)信州国際音楽村館長
宮下 忠	丸子文化協会
吉田 範夫	東前山獅子舞ささら踊り保存会

第二次上田市文化芸術振興に関する基本構想
(平成 28 年 6 月発行)

発行・編集 上田市教育委員会文化振興課
〒 386-0025
上田市天神 1 丁目 8 番 1 号
上田駅前ビルパレオ 5 階
TEL 0268-23-6361
FAX 0268-23-6375

上田市ホームページ
<http://www.city.ueda.nagano.jp>

